

第四次稲城市食育推進計画

バランスのとれた食事をおいしく・楽しく・感謝の気持ちで
～食卓に笑顔があふれるまち・いなぎ～



稲城市立第五保育園給食「なしのすけ バーガー」

令和6年3月

稲城市

第四次稲城市食育推進計画の策定にあたり

平成 21 年に「稲城市食育推進計画」を策定してから、15 年が経過しました。この間、稲城市では未来を担う子供たちへの食育として学校給食や保育園給食において地場産農産物を積極的に活用した地産地消を推進してきました。また、家庭での食育の推進や健康な食事づくり推進員による食育推進運動の展開など情報発信の取り組みを進めてきました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の流行が世界規模で拡大し、接触機会低減のための外出自粛等によって在宅時間が増えたことにより、家庭での食育の重要性の認識が高まりました。

さらに、災害等に備えた食料備蓄の普及啓発や食品ロス削減など、新たな課題に対応した食育の推進が求められています。

「第四次稲城市食育推進計画（令和 6 年度から令和 11 年度）」は「第三次稲城市食育推進計画」を受け継ぎ、さらには SDGs（持続可能な開発目標）の達成も目標に掲げ、今後 6 年間の食育推進の基本的な方向性をもって策定しました。

「生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進」「持続可能な食を支える食育の推進」「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進」の 3 つを重点事項に掲げ、食育推進計画の実現を目指してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力をいただきました「食育推進会議委員」の皆様、そしてアンケート調査などを通じて貴重なご意見、ご提案をいただきました市民並びに関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

令和 6 年 3 月

稲城市長 高橋 勝浩

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の背景と趣旨	1
2	第三次食育推進計画の進捗状況と成果	1
3	計画の性格と位置付け	2
4	計画の期間	2

第2章 稲城市の食をめぐる現状と課題

1	食生活の変化	3
2	健康寿命の延伸に関する状況	8
3	農家との交流や体験の大切さ	15
4	食の循環や環境への理解	16
5	安全で安心な食への理解	16
6	食生活に関する市民の価値観	18

第3章 食育推進の基本的な考え方

1	国が目指す食育の基本理念	20
2	本市が目指す食育の基本理念	20
3	基本目標	21
4	計画の体系	22
5	稲城市の食をめぐる現状と課題と取り組みの方向性	23

第4章 具体的な施策の展開

1	家庭における食育の推進	25
2	学校、保育所等における食育の推進	27
3	地域における食育の推進	29
4	食文化継承に向けた活動への支援等の推進	31
5	食の循環や環境を意識した食育の推進	32
6	安全で安心な食に関する情報の提供	34
7	食育推進運動の展開	35

第5章 食育推進の事例

37

第6章 計画の推進にむけて

1	推進体制	45
2	計画の進行管理と評価	45

資料

46

※ 課名につきましては、令和5年度の組織名で表記しています

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

食は命の源であり、生きていくために欠かすことのできないものです。また、健全な食生活を日々実践し、おいしく楽しく食べることやそれを支える社会や環境を持続可能なものにしていくことが重要です。

一方、食に関する価値観やライフスタイル等の多様化が進むとともに、健全な食生活を実践することが困難な場面も増えてきています。

さらに、新型コロナウイルス感染症の流行が世界規模で拡大し、接触機会低減のためのテレワークの増加、出張機会の減少により、在宅時間が一時的に増加するとともに、外出の自粛等により飲食業が甚大な影響を受ける一方で、家族で食を考える機会が増えるなど、食を見つめ直す契機となり、家庭での食育の重要性の認識が高まりました。

また、こうした「新たな日常」の中、デジタルツールやインターネットを活用していくことも必要です。

国は、「国民の健全な食生活の実現と、環境や食文化を意識した持続可能な社会の実現」のために、SDGs の考え方を踏まえ、現在、第4次食育推進基本計画（令和3年度から令和7年度）に基づき食育を推進しています。また、東京都では、東京都食育推進計画に基づき、持続可能な社会・東京の実現に応える食育の推進等の取り組みを進めています。

本市では、これまで第三次稲城市食育推進計画に基づき、食育に関する他の計画との連携を図りつつ、食育を推進してまいりました。しかしながら、令和5年度をもって計画期間が満了することから、これまでの市の取り組みや成果、課題やさらには国が掲げる重点事項を踏まえ、市の関係する施策を体系的に整理し、第四次稲城市食育推進計画を策定することといたしました。引き続き、計画に基づいた施策を着実かつ積極的に推進してまいります。

2 第三次食育推進計画の進捗状況と成果

本市においては、第三次稲城市食育推進計画（令和元年度から令和5年度）に基づき、目標の達成に向けて、以下の具体的な施策を展開し、食育を推進してまいりました。

① 家庭における食育の推進

（公民館での料理教室、母親学級、離乳食調理講習会他）

② 学校、保育所等における食育の推進

（保育所等での調理保育指導・菜園の取り組み、学校における食育の充実）

③ 地域における食育の推進

（イベント等での食事バランスガイドの普及、高齢者向け食生活講座開催他）

④ 食文化継承に向けた活動への支援等の推進

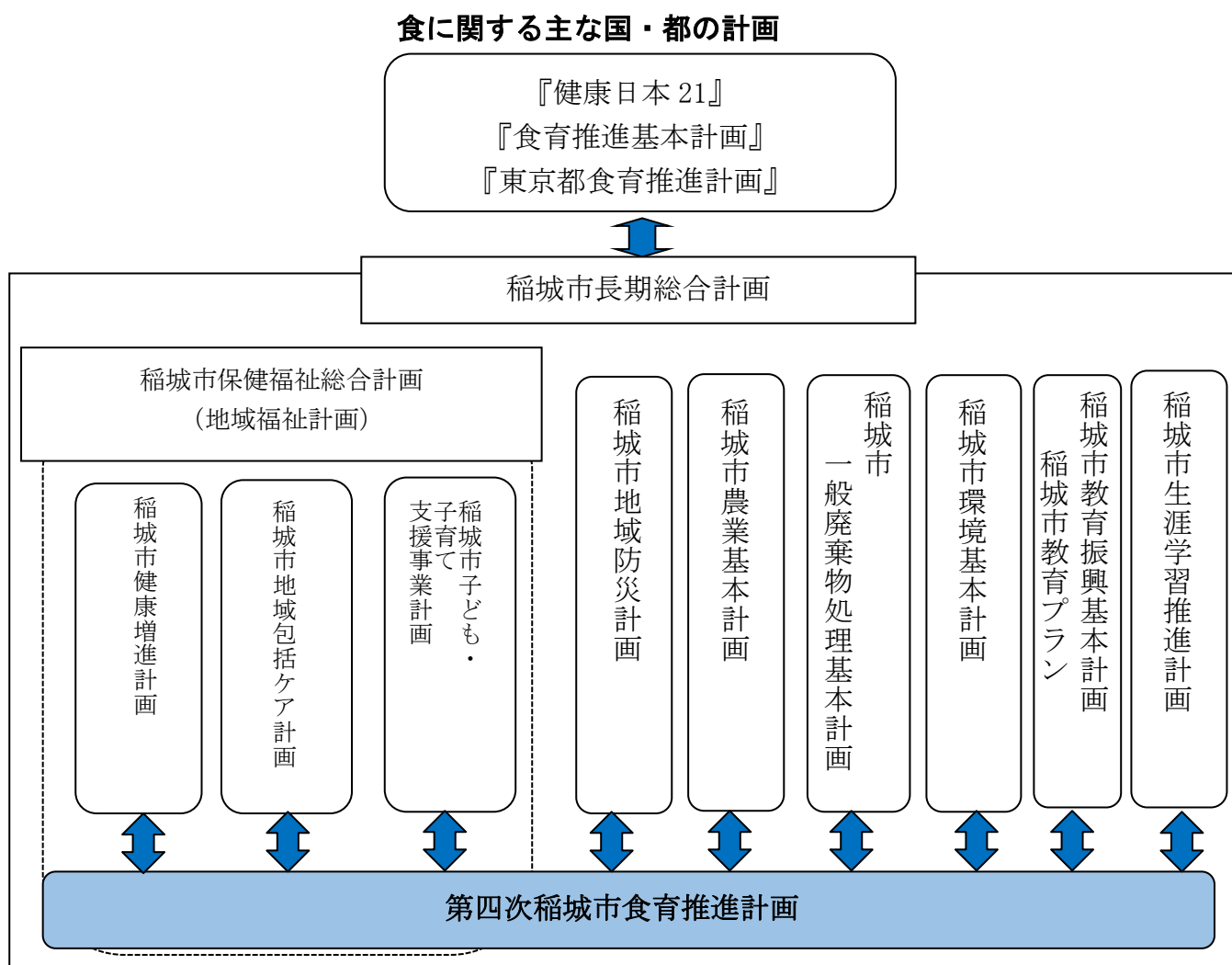
（和食が含まれる学校給食の提供他）

- ⑤ 食の循環や環境を意識した食育の推進
(小学校での植え付け・収穫等農家との交流による農業体験学習他)
- ⑥ 安全で安心な食に関する情報の提供
(健康に関する情報紙の定期発行)
- ⑦ 食育推進運動の展開
(健康な食事づくり推進員主催の食生活講座の開催他)

3 計画の性格と位置付け

本計画は、食育という観点から総合的に食育を推進するため、基本的な考え方及び方向性、並びに取り組みなどを示した計画で、食育基本法第 18 条（市町村食育推進計画）に該当するものです。

計画の推進にあたっては、稲城市長期総合計画の基本構想に掲げる将来都市像の実現に向けたまちづくりを踏まえるとともに、国の「21 世紀における第三次国民健康づくり運動（健康日本 21（第三次）」「第 4 次食育推進基本計画」、東京都の「東京都食育推進計画」及び本市における食育に関連する様々な計画との整合性を図るものです。



4 計画の期間

本計画の計画期間は、令和 6 年度から令和 11 年度までの 6 年間とします。

第2章 稲城市の食をめぐる現状と課題

本章では、本市の食をめぐる現状と課題を分析しますが、分析データ、アンケート結果については、本市の結果及び、東京都の結果を近似値として掲載しています。

稲城市食育推進計画策定のためのアンケート調査報告書

調査対象者	調査対象者数 (A)	有効回収数 (B)	有効回収率 (B/A)
満18歳以上の市民	2,000人	780人 (うち、インターネット回答 206人)	39.0%

《調査方法と時期および対象者》

調査方法…郵送配付・郵送回収

調査時期…令和5年2月

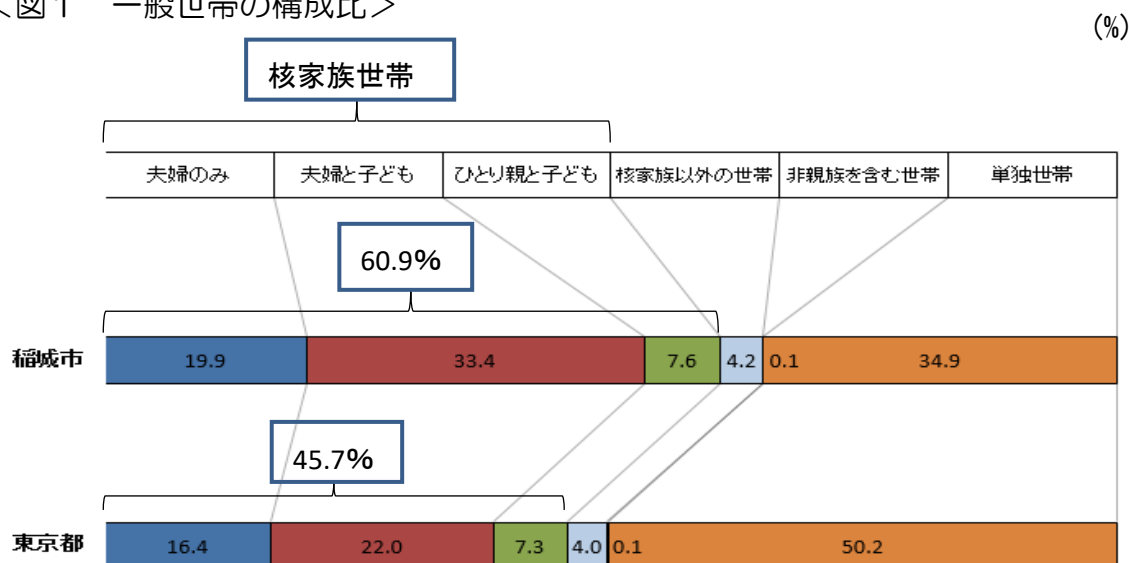
調査対象者の抽出方法…住民基本台帳からの無作為抽出

1 食生活の変化

(1) 世帯構造の変化

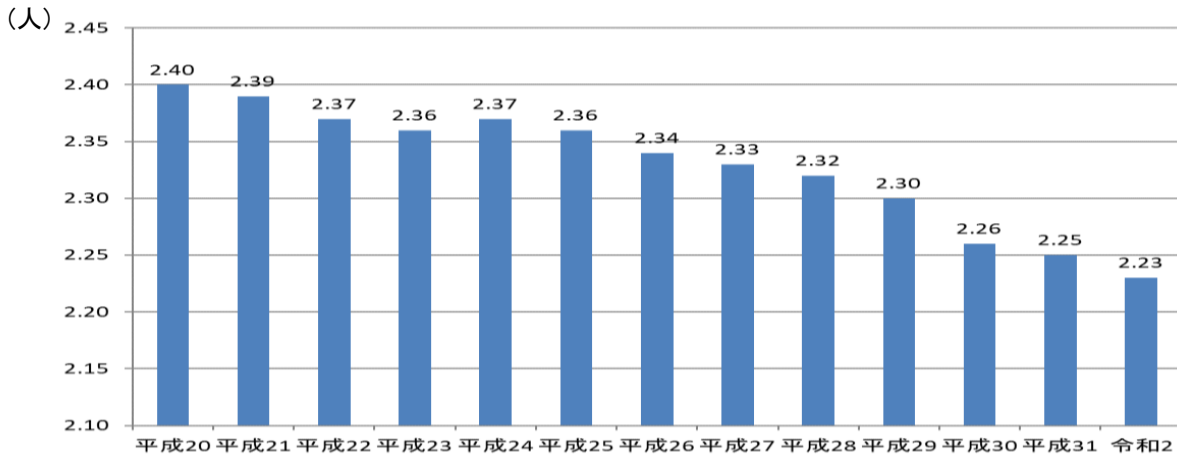
<図1>から、本市の人口は、区画整理の進捗等に伴う宅地化等により、依然として増加が続いています。世帯構造においても、夫婦のみ、夫婦と子どもなどの核家族世帯が60.9%を占めています。<図2>から、一方では、第三次稲城市食育推進計画と比較して単独世帯の割合が平成27年度の32.8%に対して令和元年度34.9%と増加傾向にあります。また、1世帯あたりの人員数は平成29年の2.3人に対して令和2年は2.23人と減少傾向になっています。この世帯構造の変化や様々な生活状況により、健全な食生活を実践することが困難な場面も増えてきています。

<図1 一般世帯の構成比>



【出典：国勢調査（令和元年度）】

<図2 1世帯あたりの人員数の推移・稲城市>



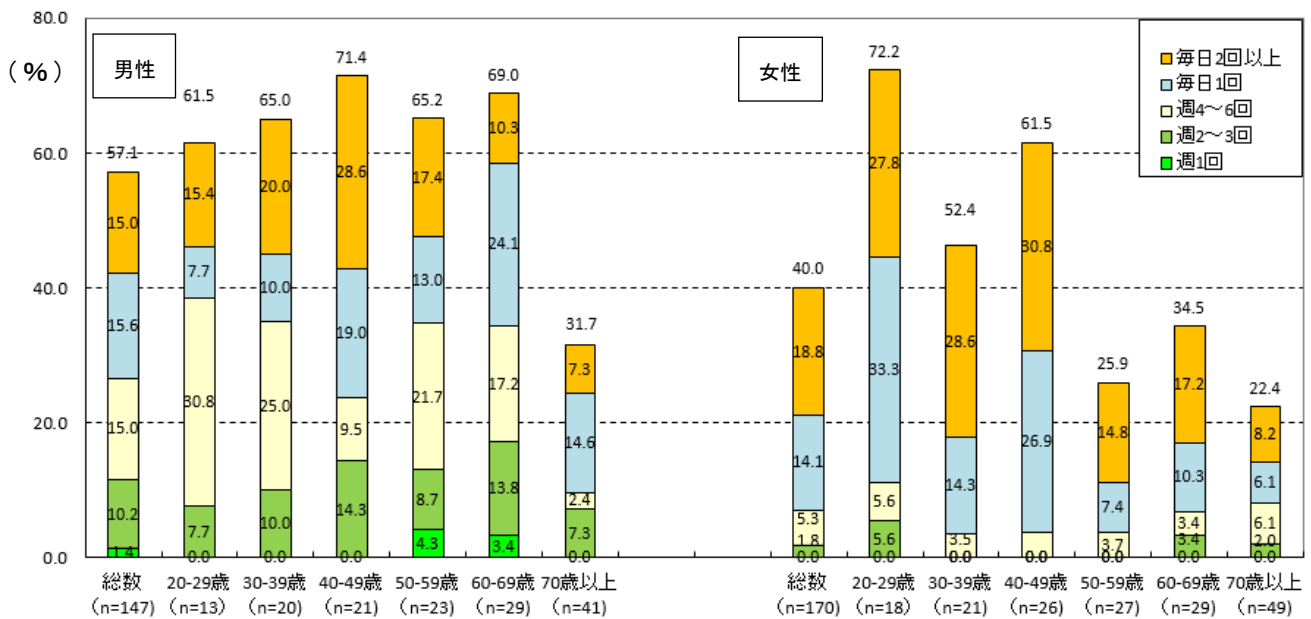
【出典：住民基本台帳（令和2年1月1日現在）】

(2) 食生活状況の変化

<図3>より、外食を週1回以上利用している者の割合は、男性57.1%、女性40.0%で、<図4>から、持ち帰りの弁当・惣菜を週1回以上利用している者の割合は、男性52.4%、女性50.0%で依然として、食の外部化率が高い値を占めています。食材の購入時には、産地等が表示されていることが多く、それらを確認した食材の選別や活用が可能ですが、持ち帰りの弁当や惣菜の購入時には、必ずしもそれら全ての情報が表示されていないこともあります。そのため、市民による食の安全、安心に関わる情報の適切な選別、活用を促進する必要性が依然として高いままです。

<図3 外食を利用している頻度（20歳以上、性・年齢階級別）・東京都>

問：あなたは、外食（飲食店での食事）をどのくらい利用していますか。



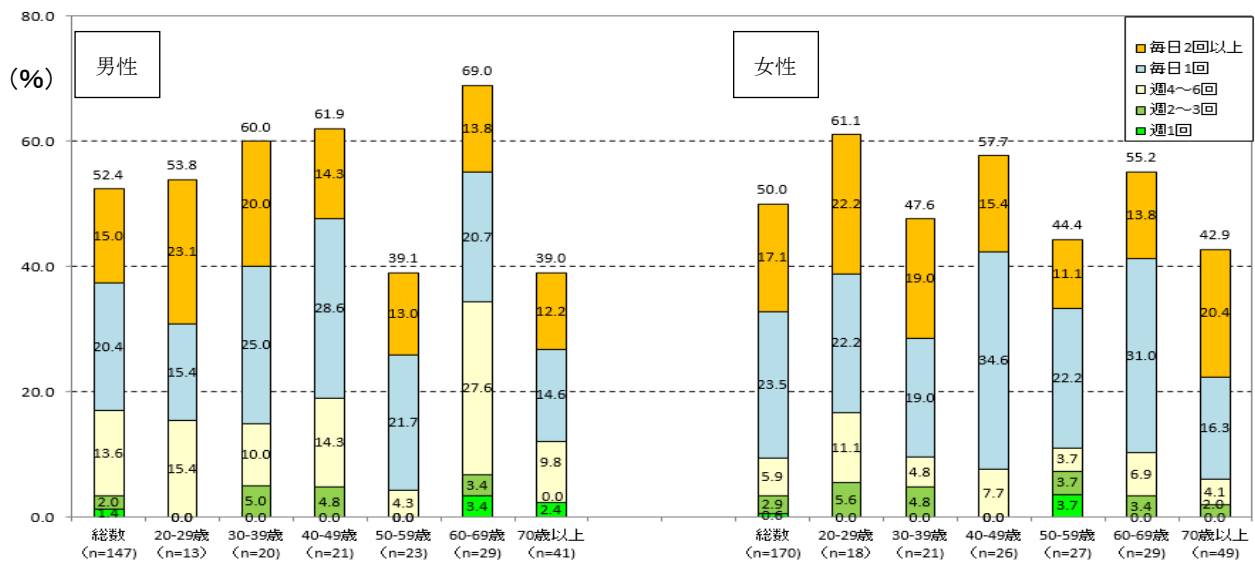
【出典：令和元年東京都民の健康・栄養状況】

n = 対象人数

＜図4 持ち帰りの弁当・惣菜を利用している頻度

(20歳以上、性・年齢階級別)・東京都＞

問：あなたは、持ち帰りの弁当や惣菜をどのくらい利用していますか。



【出典：令和元年東京都民の健康・栄養状況】

n = 対象人数

(3) ライフスタイル等の多様化による共食の変化

稲城市では単独世帯が 34.9%＜図1＞と、様々な家族の状況や生活の多様化により、家族との共食が難しい状況の中にあるものの、＜図5-1＞から、約7割の者が家族と一緒に食べる「共食」をしていました。

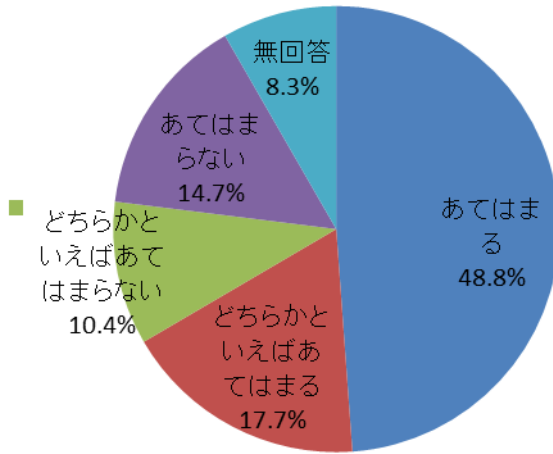
また、＜図5-2＞から家族以外の地域や職場などで誰かと一緒に食べる者の割合は38.2%の結果となり、地域やコミュニティ等を通じた、様々な人と共食する機会を増やすことは重要です。

なお、＜図5-3＞から、朝食を食べている者の割合は8割強と全年代において非常に高い傾向となりました。

そして、＜図5-4＞から、主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2食以上食べている者の割合は、約7割と高く、バランスよく栄養素や食品をとることについて関心が高い傾向となりました。

<図5-1 稲城市の共食をしている者の割合>

問：食事をする時、朝食、夕食を含めて家族と一緒に週 11 回以上食べていますか。

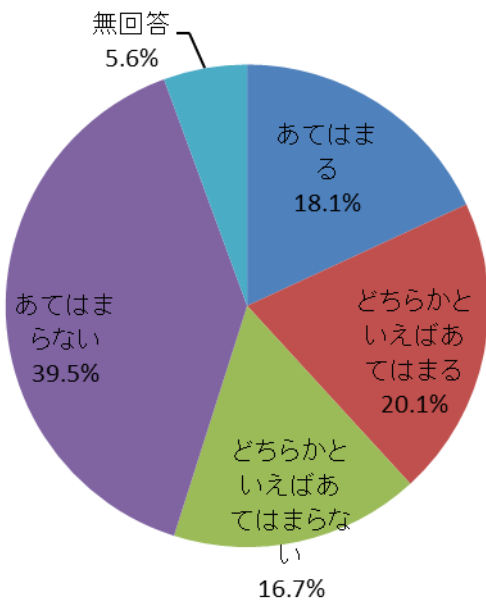


回答内容	人
あてはまる	381
どちらかといえばあてはまる	138
どちらかといえばあてはまらない	81
あてはまらない	115
無回答	65
合計	780

【出典：令和 5 年 保健医療分野に関するアンケート調査】

<図5-2 稲城市の共食をしている者の割合>

問：食事をする時、地域や職場などで誰かと一緒に食べていますか。

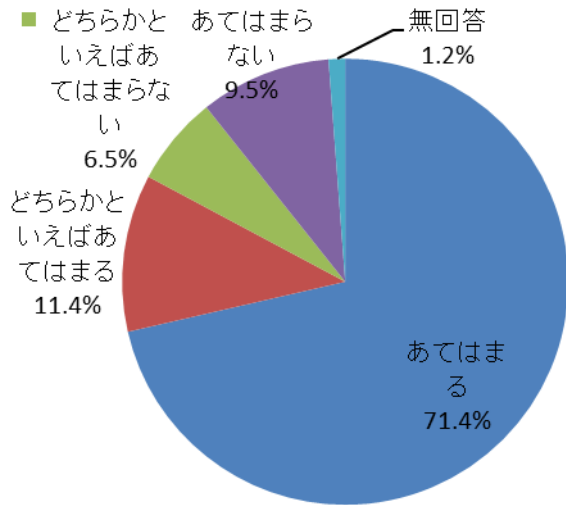


回答内容	人
あてはまる	141
どちらかといえばあてはまる	157
どちらかといえばあてはまらない	130
あてはまらない	308
無回答	44
合計	780

【出典：令和 5 年 保健医療分野に関するアンケート調査】

<図5-3 稲城市の朝食を食べている者の割合>

問：毎日朝食を食べていますか。

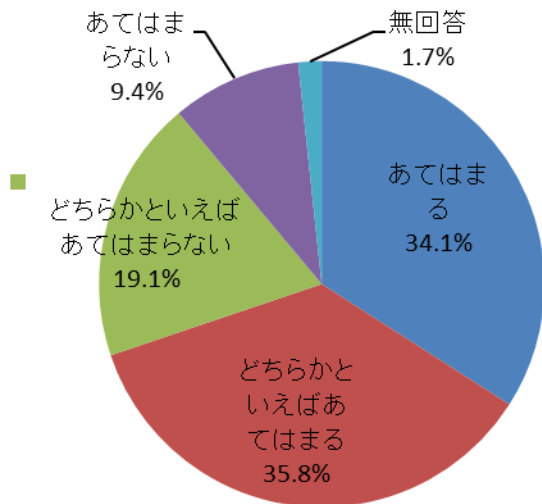


回答内容	人
あてはまる	557
どちらかといえばあてはまる	89
どちらかといえばあてはまらない	51
あてはまらない	74
無回答	9
合計	780

【出典：令和5年 保健医療分野に関するアンケート調査】

<図5-4 稲城市の1日2食以上食べている者の割合>

問：主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2食以上食べていますか。



回答内容	人
あてはまる	266
どちらかといえばあてはまる	279
どちらかといえばあてはまらない	149
あてはまらない	73
無回答	13
合計	780

【出典：令和5年 保健医療分野に関するアンケート調査】

2 健康寿命の延伸に関する状況

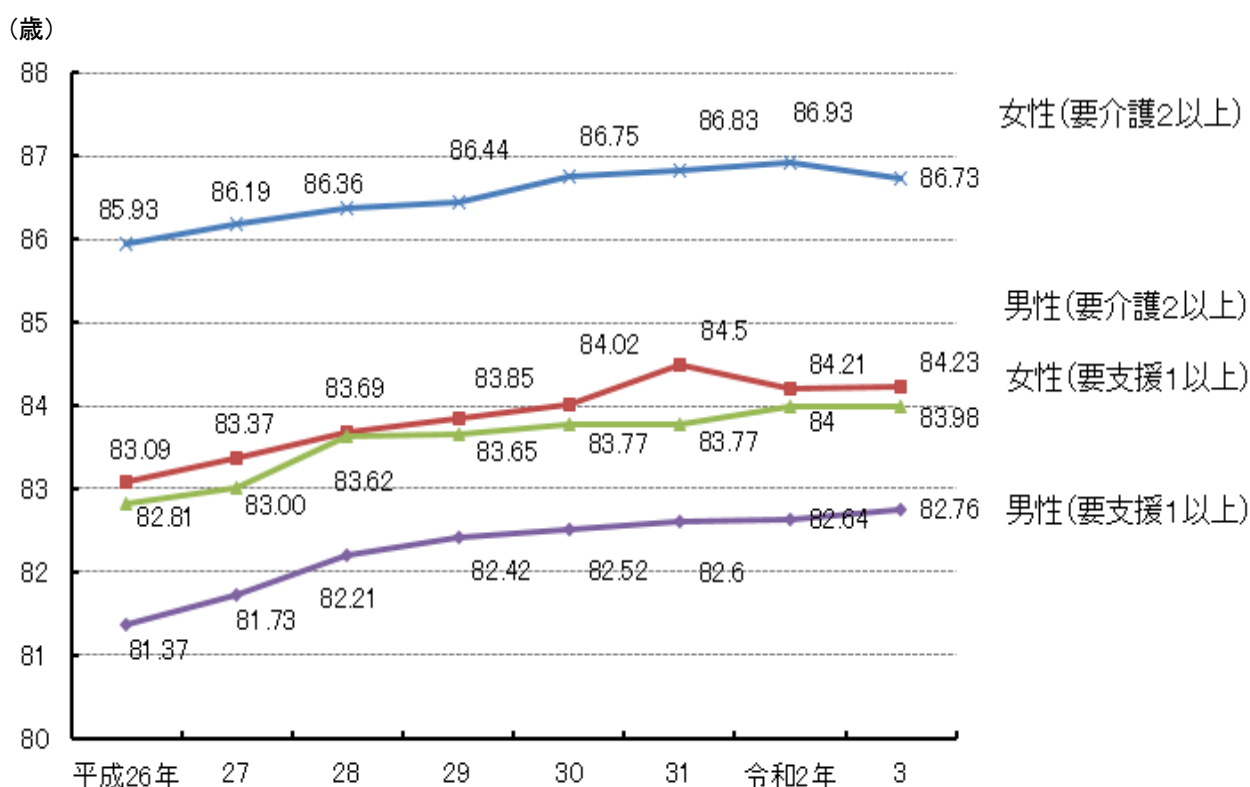
(1) 65歳健康寿命の推移と高齢化の実態

国の「健康日本21(第三次)」では、引き続き高齢化の進展や疾病構造の変化を踏まえ、健康寿命(健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと)の延伸の実現をめざしています。

東京都では、「65歳健康寿命(東京保健所長会方式)」という方法で各市区町村の健康寿命を算出し、その比較と把握を行っています。東京都の採用する65歳健康寿命とは、65歳の人が何らかの障害のために日常生活動作が制限されるまでの年齢を平均的に表すものです。

東京都が算出した結果によれば、要支援1以上を障害とした場合と、要介護2以上を障害とした場合、<図6>において、本市の、65歳健康寿命の推移では、平成26年以降健康寿命の延伸傾向にありましたが、男性(要介護2以上)は、平成31年から令和3年の間に0.27%の減少がありました。このことから引き続き、健康寿命の延伸につながる減塩等の推進やメタボリックシンドローム、肥満・やせ、低栄養、フレイルの予防や改善等が必要です。

<図6 65歳健康寿命の推移・稲城市>

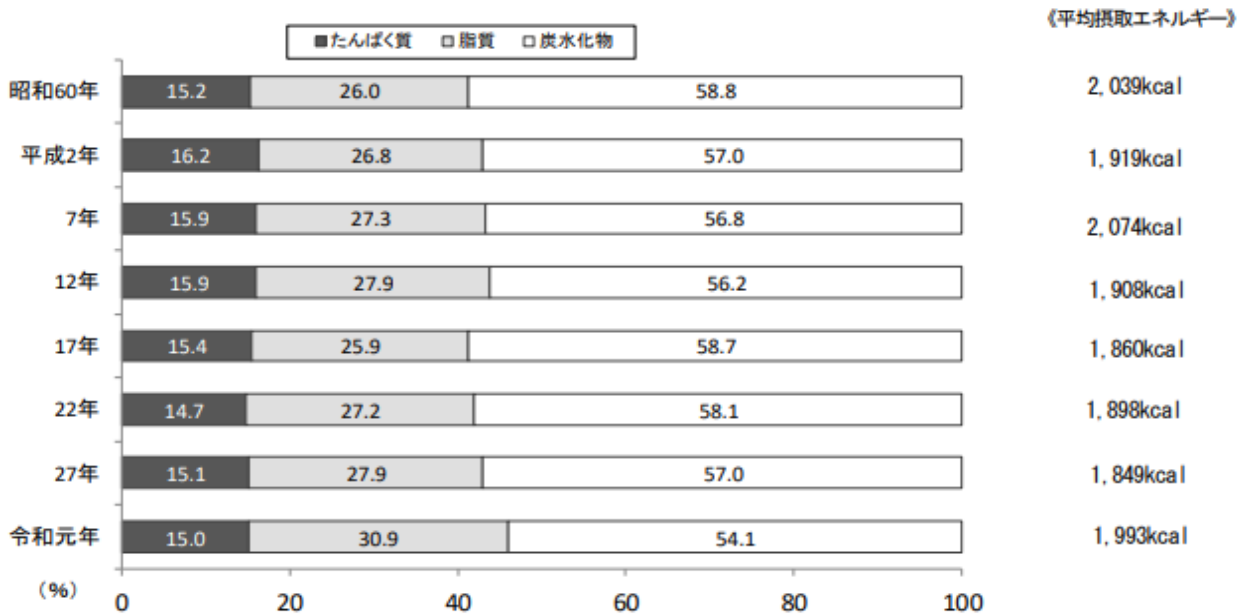


【出典：東京都保健医療局】

(2) 栄養・食生活に関する状況の実態

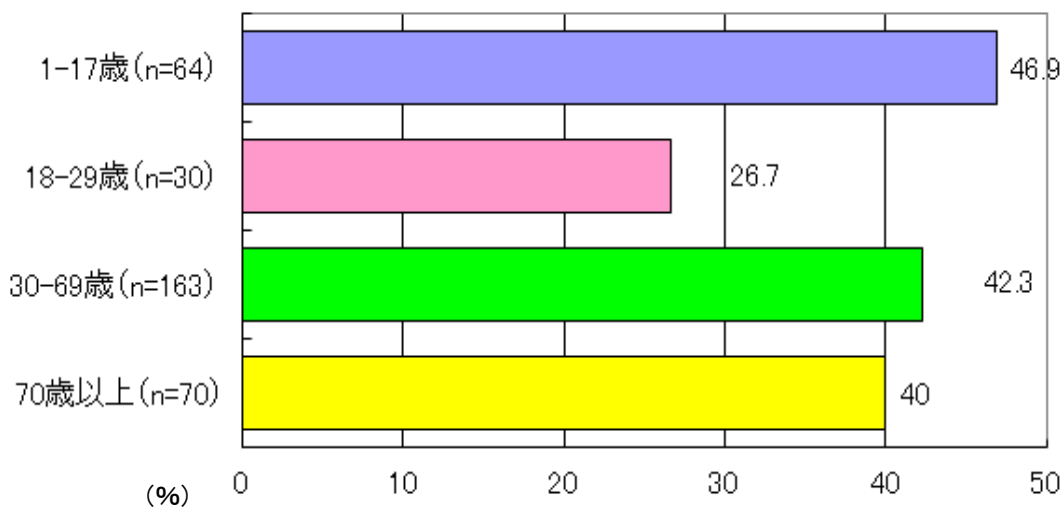
<図7>から、エネルギーの栄養素別摂取構成比率は、大きな変動はありませんでした。<図8>から、1-17歳46.9%、18-29歳26.7%、30-69歳42.3%、70歳以降40.0%で、前回調査と比較すると脂質はやや増加傾向にあるものの、たんぱく質・炭水化物にはほとんど変動はなく、平均摂取エネルギーでは細かな増減はあるものの、大きな変動はありませんでした。

<図7 エネルギーの栄養素別摂取構成比率（1歳以上、年次推移）・東京都>



【出典：令和元年東京都民の健康・栄養状況】

<図8 脂質エネルギー比率が適正（20%以上 30%未満）な者の割合・東京都>

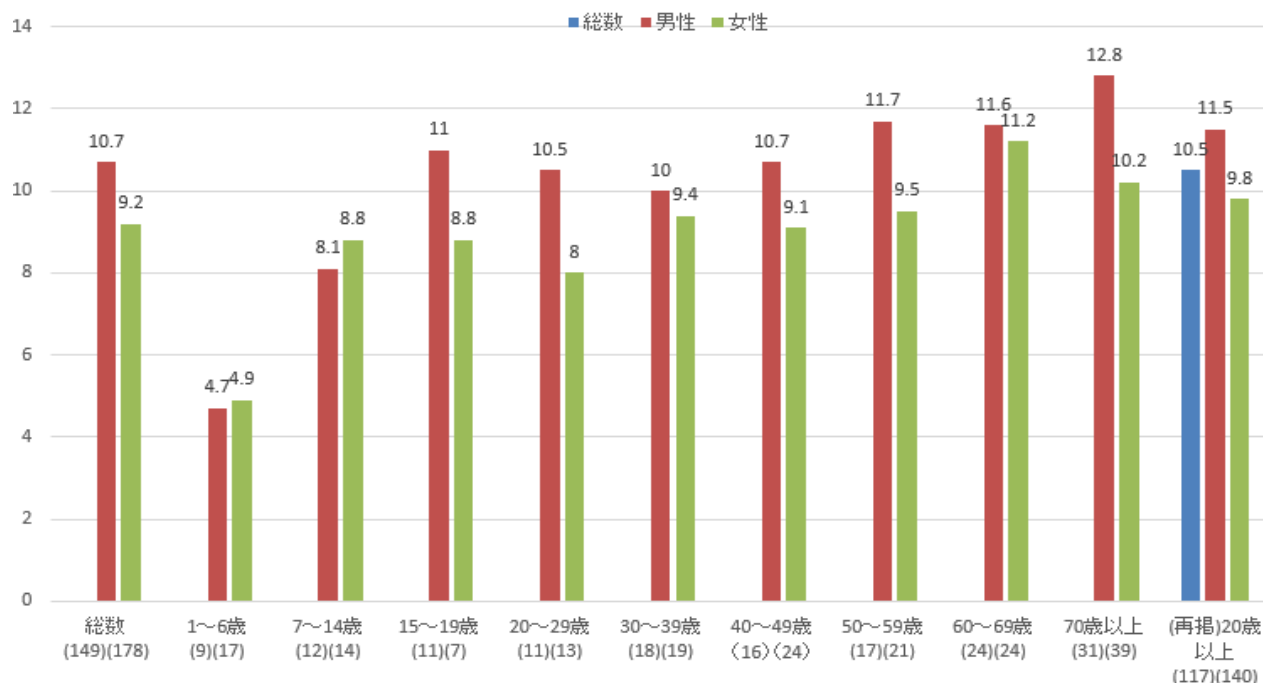


【出典：令和元年東京都民の健康・栄養状況】

n = 対象人数

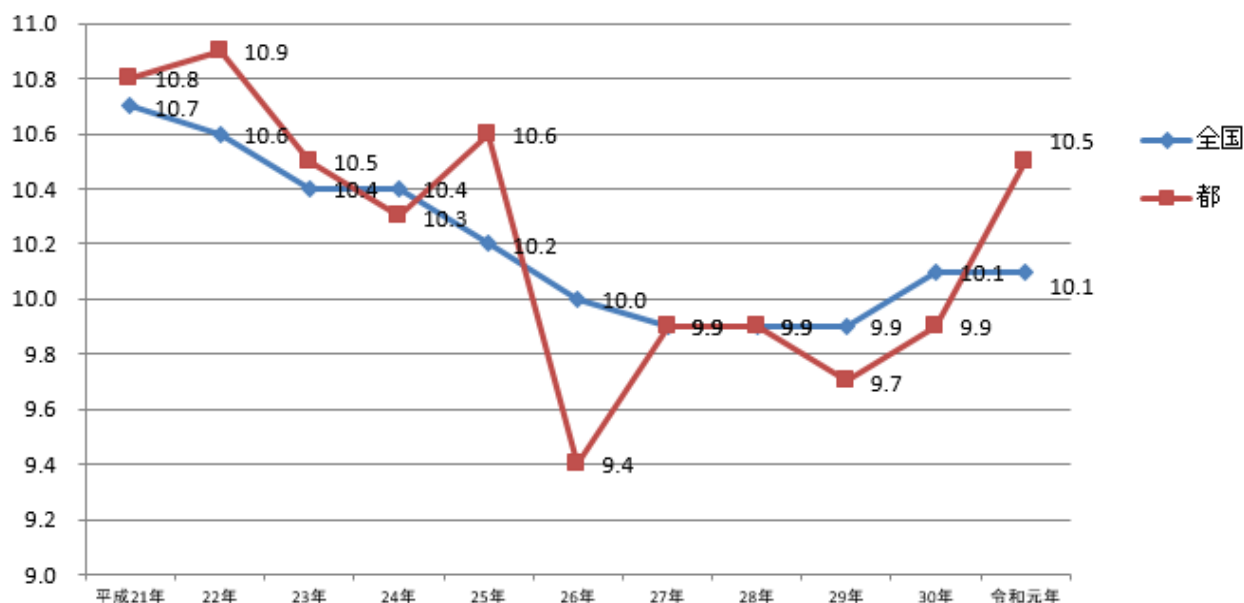
<図9>から、1人1日当たりの食塩摂取量の平均は男性 10.7g、女性 9.2g で前回調査と比較すると増加傾向にあります。<図10>より、食塩摂取量の平均値は、平成21年から11gを下回っていますが、1日当たりの平均摂取量は男性 7.5g未滿、女性 6.5g未滿が国において理想とされているため、引き続き減塩の推進が大切です。

<図9 1日当たりの食塩摂取量（1歳以上、性・年齢階級別）・東京都> (g)



【出典：令和元年東京都民の健康・栄養状況】

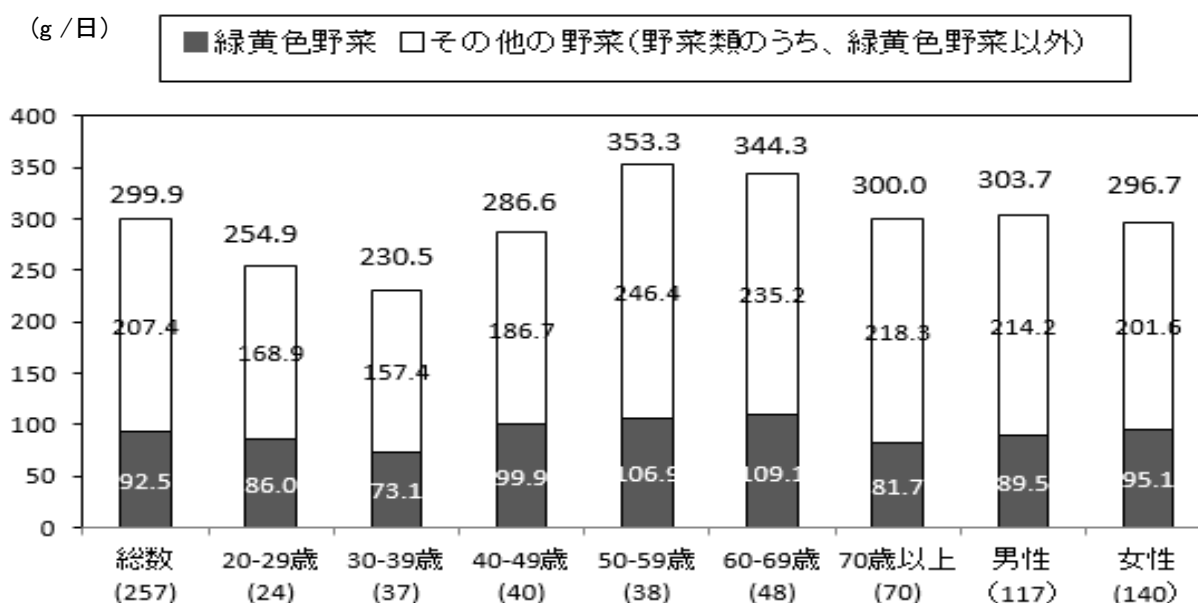
<図10 食塩摂取量の平均値（20歳以上、年次推移）・東京都> (g)



【出典：令和元年東京都民の健康・栄養状況】

<図 11>から、成人 1 日あたりの野菜類の平均摂取量は 299.9 g（男性 303.7 g、女性 296.7 g）であり、目標である 350 g を下回っています。

<図 11 野菜類摂取量の平均値（20 歳以上）・東京都>



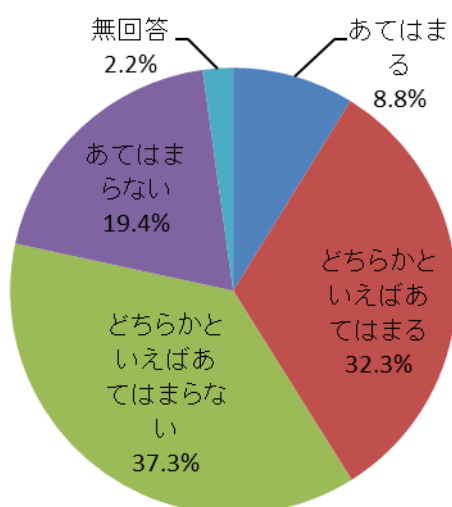
【出典：令和元年東京都民の健康・栄養状況】

n = 対象人数

<図 12>から、稲城市の野菜を食べている者の割合は、どちらかといえはあてはまらない 37.3%、あてはまらない 19.4%で、約 6 割の者が、1 日に必要な野菜を摂取出来ていない結果となりました。このことから野菜摂取量の増加が課題です。

<図 12 稲城市の野菜を食べている者の割合>

問：1 日に必要な野菜摂取量である 350g(生なら両手で 3 杯、茹で野菜なら片手で 3 杯)以上食べていますか。



回答内容	人
あてはまる	69
どちらかといえはあてはまる	252
どちらかといえはあてはまらない	291
あてはまらない	151
無回答	17
合計	780

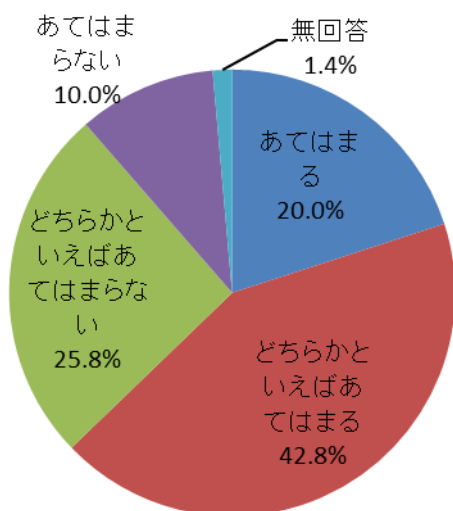
【出典：令和 5 年 保健医療分野に関するアンケート調査】

(3) 体型や生活習慣病の実態

<図 13>から、稲城市の生活習慣病を予防・改善するための食事をしている者の割合は、あてはまる、どちらかといえばあてはまるが 62.8%でした。内訳をみると、若い世代の男性の意識は低い傾向にあり、一方、全年代の女性と 50 歳以上の男性の意識が高い傾向にありました。

<図 13 稲城市の生活習慣病を予防・改善するための食事をしている者の割合>

問：生活習慣病を予防・改善するための食事をしていますか。

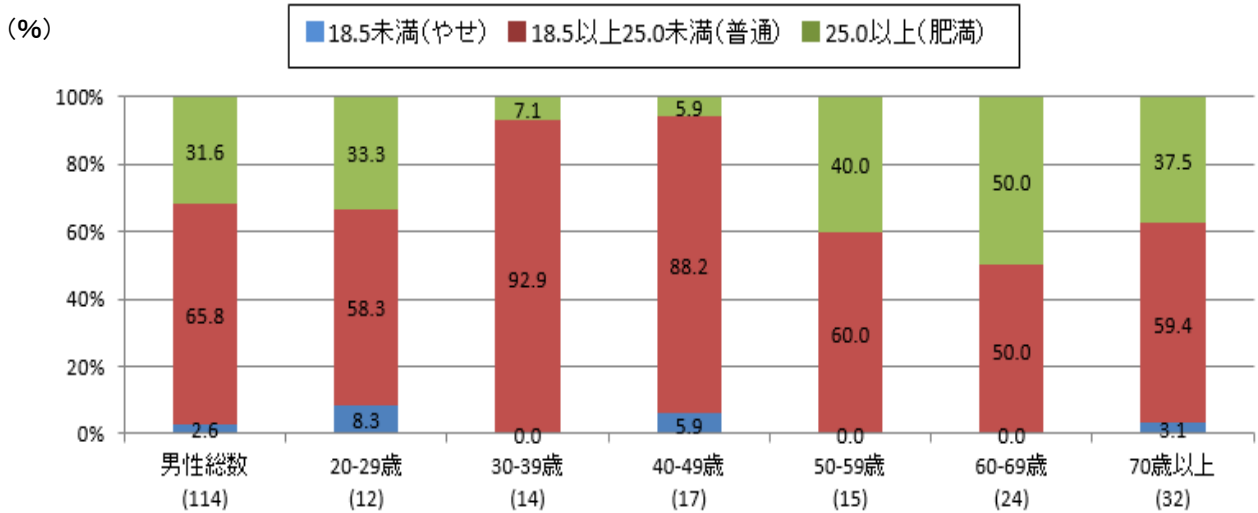


回答内容	人
あてはまる	156
どちらかといえばあてはまる	334
どちらかといえばあてはまらない	201
あてはまらない	78
無回答	11
合計	780

【出典：令和 5 年 保健医療分野に関するアンケート調査】

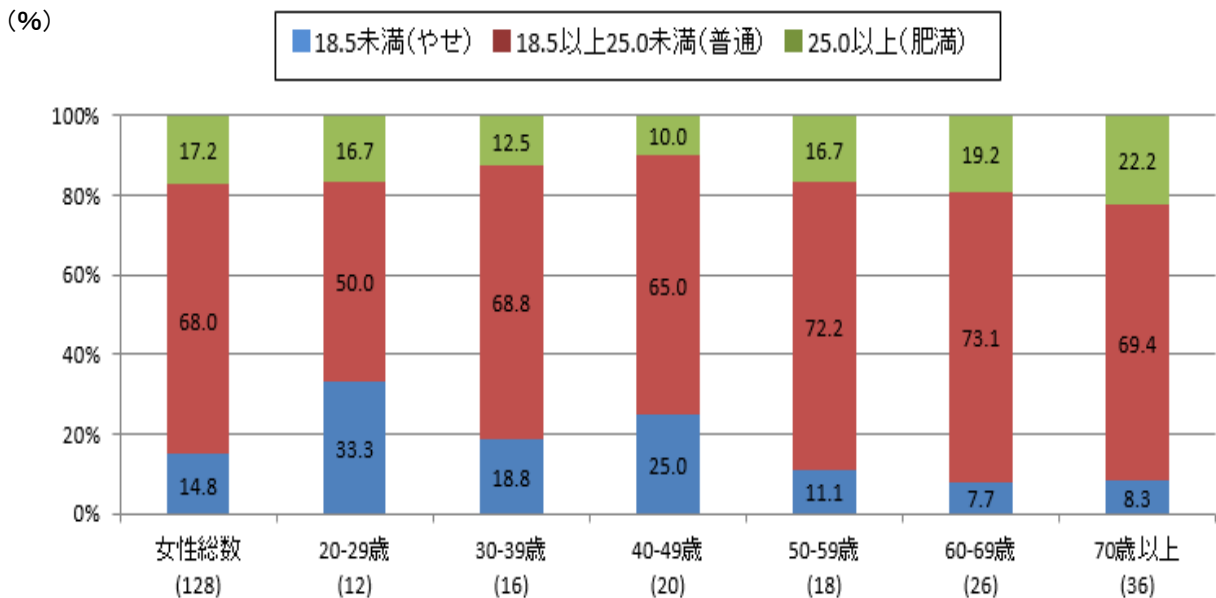
<図 14①②>から 肥満とやせの割合は、身長と体重から算出したBMI の状況を見ると、肥満者(BMI ≥25)の割合は、男性 31.6%、女性 17.2%と前回調査と比較して増加傾向にありました。また、やせの割合は20歳代男性で8.3%、20歳代女性で33.3%と前回調査と比較して増加傾向にありました。

<図 14① 肥満とやせの割合 (20歳以上、男性・年齢階級別)・東京都>



【出典：令和元年東京都民の健康・栄養状況】

<図 14② 肥満とやせの割合 (20歳以上、女性・年齢階級別・妊婦除外)・東京都>

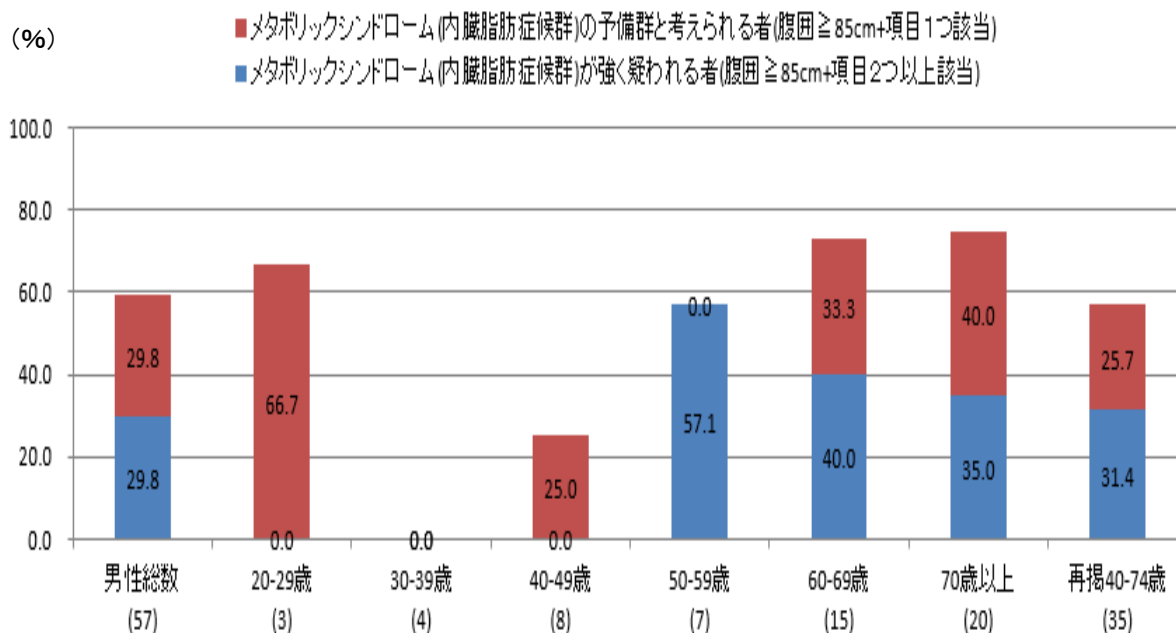


【出典：令和元年東京都民の健康・栄養状況】

<図 15①②>から、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の状況は、20 歳以上において、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）が強く疑われる者の割合は、男性で 29.8%、女性で 8.1%、予備軍と考えられる者の割合は、男性で 29.8%、女性で 8.1%でした。

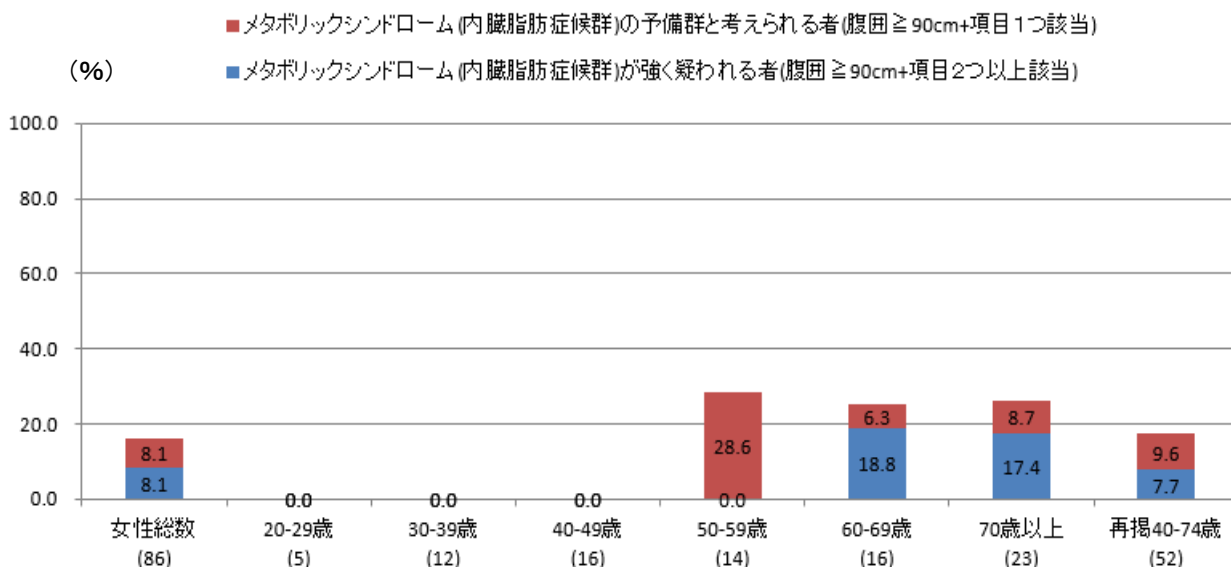
引き続き、生活習慣病の予防及び改善につながる適正体重の維持のための、健全な食生活の実践にむけた食育の推進が必要です。

<図 15① メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の状況
(20 歳以上、男性・年齢階級別)・東京都>



【出典：令和元年東京都民の健康・栄養状況】

<図 15② メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の状況
(20 歳以上、女性・年齢階級別・妊婦除外)・東京都>



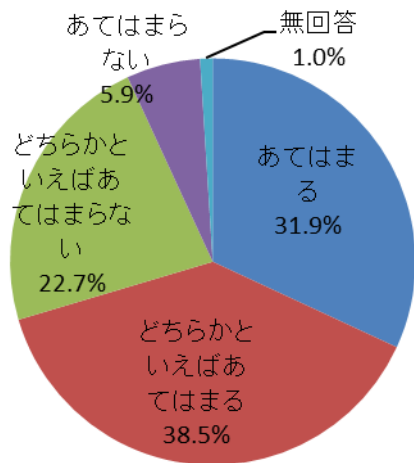
【出典：令和元年東京都民の健康・栄養状況】

(4) 食事中のそしゃく状況の実態

<図 16>から、 稲城市のよく噛んで味わって食べている者の割合は、20 歳以上において、よく噛んで味わって食べている者の割合は、70.4%で 60 歳以上に多い傾向にありました。成人期は、仕事や家庭において多忙な時期ではありますが、ゆっくり噛んで食べることが消化促進につながり、ひいては身体へプラスの影響を及ぼすことと併せて、生活習慣病予防のために重要なことであると啓発普及していくことが必要となります。高齢期では、ゆっくり噛んで味わって食べている者のほうが、成人期と比べると高くなっています。身体機能を維持し、食べる、話す、笑うなど口の機能を十分に使い、いつまでもおいしく食べられるよう、歯と口のセルフケアについての啓発普及も大切です。

<図 16 稲城市のよく噛んで味わって食べている者の割合>

問：よく噛んで味わって食べていますか。



回答内容	人
あてはまる	249
どちらかといえばあてはまる	300
どちらかといえばあてはまらない	177
あてはまらない	46
無回答	8
合計	780

【出典：令和 5 年 保健医療分野に関するアンケート調査】

3 農家との交流や体験の大切さ

食に関する関心や理解の増進を図るためには、広く市民に農業体験の機会を提供し、農業について知識や理解を深めてもらうことが重要です。本市では、農地を利用した体験学習や市内農家の農作業ボランティアをすることを目的とした、ボランティア養成事業を行っています。

今後も、農家と学校、保育所等の教育関係者を始めとした、食育を推進する広範な関係者等が協力し、幅広い世代に対する多様な農業体験の機会の提供が大切です。

4 食の循環や環境への理解

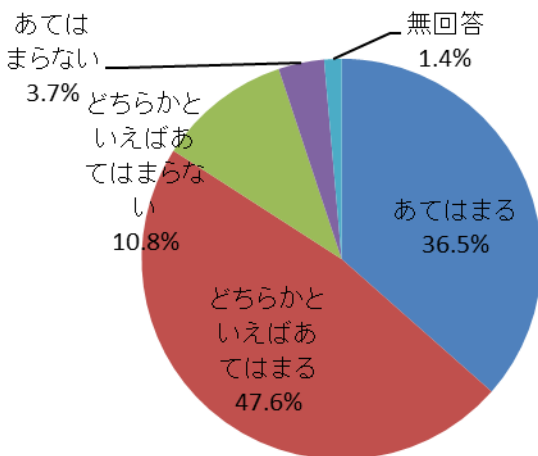
食に対する感謝の念を深めていくためには、自然や社会環境との関わりの中で、食料の生産から消費に至る食の循環を意識し、生産者を始めとした多くの関係者により、食が支えられていることを理解することが大切です。また、国内では大量の食料が食べられないまま廃棄されるという、食料資源の浪費や環境への負荷の増加にも目を向ける必要があります。

<図 17>から、稲城市の食品の買いすぎや食べ残さない工夫をしている者の割合は、84.1%と高い傾向にありました。

「もったいない」という精神で、食べ物を無駄にせず、食品ロスの削減に取り組むことは、食育としても大切です。

<図 17 稲城市の食品の買いすぎや食べ残さない工夫をしている者の割合>

問：食品の買いすぎや食べ残さない工夫をしていますか。



回答内容	人
あてはまる	285
どちらかといえばあてはまる	371
どちらかといえばあてはまらない	84
あてはまらない	29
無回答	11
合計	780

【出典：令和 5 年 保健医療分野に関するアンケート調査】

5 安全で安心な食への理解

<図 18>から 稲城市の食品の安全性に配慮している者の割合は、72.5%、で市民の食への安全・安心に対する関心が高い傾向にありました。

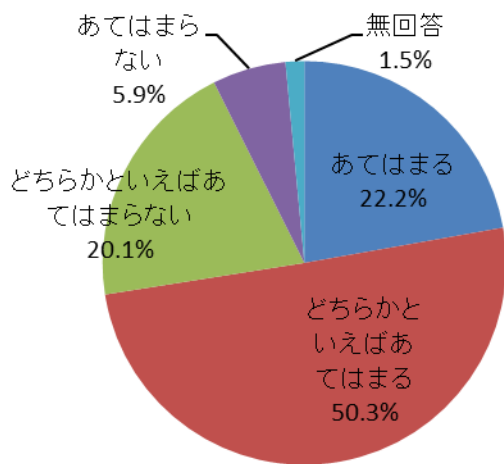
<図 19>から、稲城市の市内産の農産物を利用する者の割合は、あてはまる、どちらかといえばあてはまるが 47.4%と約半数近くの方に関心があるという傾向にありました。

<図 20>から、稲城市の環境に配慮する者の割合は、50.8%であり、関心が高い傾向にありました。

市民が食に関する知識と理解を深め、安全で安心な食を選択する力を育てるため、引き続き、食に関する正しい情報提供と給食での利用を含め、地産地消の推進をしていく必要があります。

<図 18 稲城市の食品の安全性に配慮している者の割合>

問：食品の安全性に関する基礎的な知識を持ち自ら判断していますか。

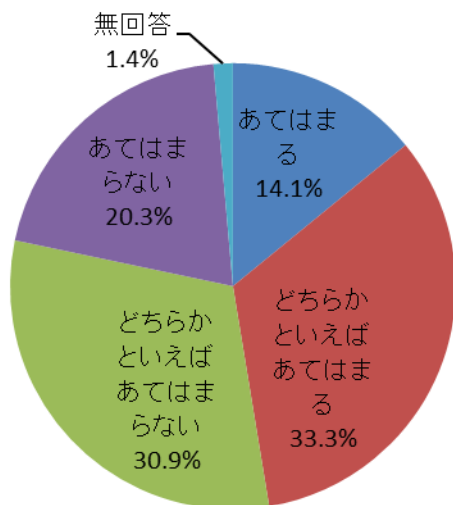


回答内容	人
あてはまる	173
どちらかといえばあてはまる	392
どちらかといえばあてはまらない	157
あてはまらない	46
無回答	12
合計	780

【出典：令和 5 年 保健医療分野に関するアンケート調査】

<図 19 稲城市の市内産の農産物を利用する者の割合>

問：市内産の農産物等、産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選んでいきますか。

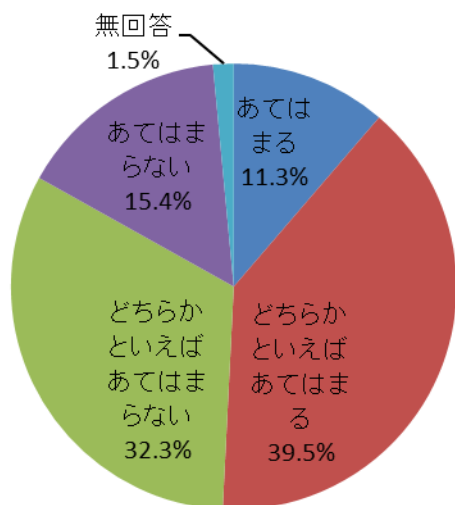


回答内容	人
あてはまる	110
どちらかといえばあてはまる	260
どちらかといえばあてはまらない	241
あてはまらない	158
無回答	11
合計	780

【出典：令和 5 年 保健医療分野に関するアンケート調査】

<図 20 稲城市の環境に配慮する者の割合>

問：環境に配慮した農林水産物・食品を選んでいきますか。



回答内容	人
あてはまる	88
どちらかといえばあてはまる	308
どちらかといえばあてはまらない	252
あてはまらない	120
無回答	12
合計	780

【出典：令和 5 年 保健医療分野に関するアンケート調査】

6 食生活に関する市民の価値観

<図 21>から、食生活を健全で豊かにするための意識調査では、「食べ残しや食品の廃棄率を減らす工夫をする」「安全な食べ物に関する知識を増やす」「栄養に関する知識を増やす」「食品の表示を良く確認して購入する」と回答した者が多い一方で、農作業・農業体験や料理教室への参加などの回答は少ない結果となりました。

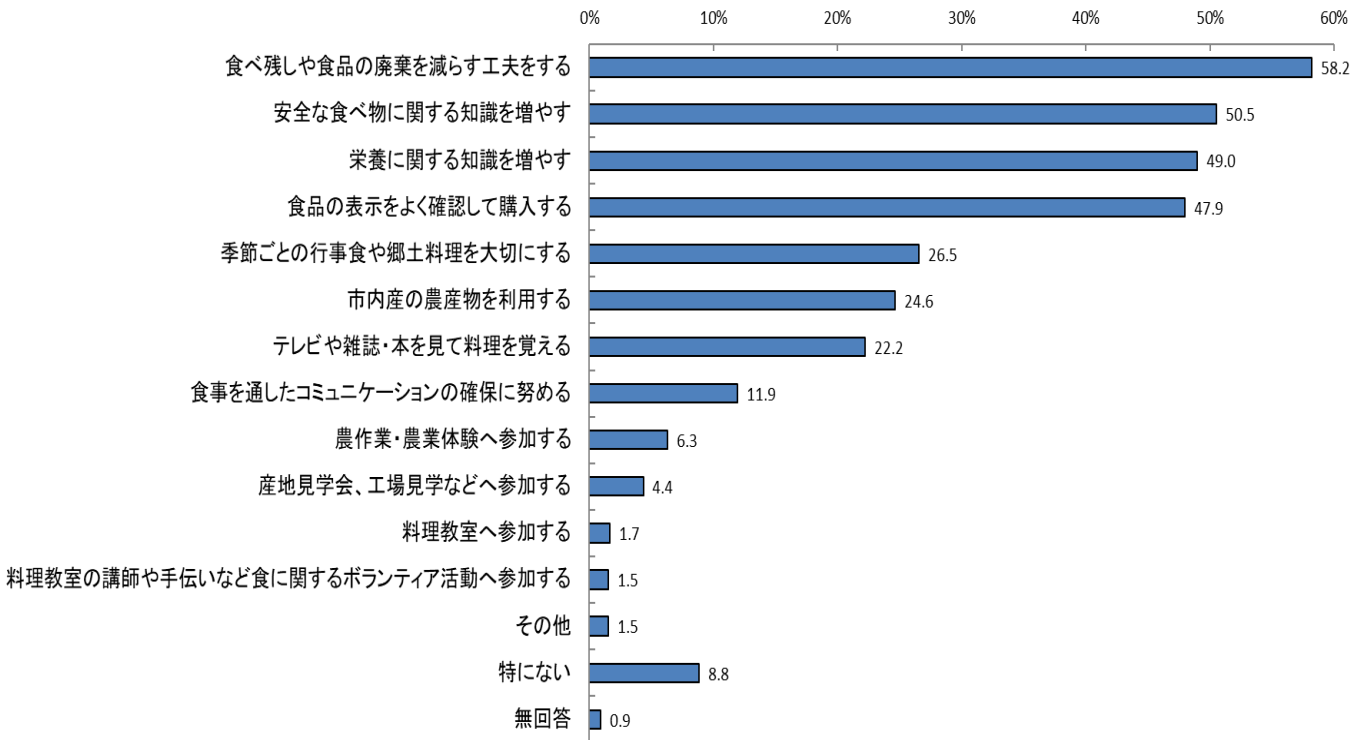
これらのことから、個々の知識を増やすことへの意識は高いものの、他の人と一緒に体験することへの意識は低い傾向にありました。

食育は個人の食生活に関わる問題であるため、市民の理解と実践を促進することが大切になります。

<図 22>から、稲城市の食育に関心を持つ者の割合は、69.4%と高い傾向にあります。引き続き食育に対する市民の関心や意識を高めるため、積極的な情報提供を行う必要があります。

<図 21 食生活を健全で豊かにするための意識調査・稲城市>

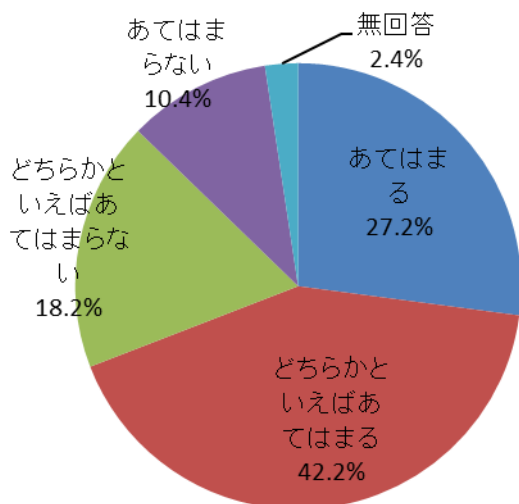
問：食生活を健全で豊かにするためにしていることは何ですか。



【出典：保健福祉総合計画策定のためのアンケート調査～R5 保健医療調査～】

<図 22 稲城市の食育に関心を持つ者の割合>

問：食育に関心を持っていますか。



回答内容	人
あてはまる	212
どちらかといえばあてはまる	329
どちらかといえばあてはまらない	142
あてはまらない	81
無回答	16
合計	780

【出典：令和5年 保健医療分野に関するアンケート調査】

第3章 食育推進の基本的な考え方

1 国が目指す食育の基本理念

「国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむ」ことを目的として制定された食育基本法に基づき、食育推進基本計画を作成し、これまで15年にわたり食育を推進してきました。その間、日常生活の基盤である家庭における共食を原点とし、学校、保育所等が子どもの食育を進め、地域における多様な関係者が様々な形で食育を主体的に推進してきました。

そして、第4次食育推進基本計画では、基本的な方針として3つの重点事項を掲げ国民の健全な食生活の実現と、環境や食文化を意識した持続可能な社会の実現のために、SDGsの考え方を踏まえながら、多様な関係者が相互の理解を深め、連携・協働し国民運動として食育を推進することとしています。

<重点事項>

- (1) 生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進
- (2) 持続可能な食を支える食育の推進
- (3) 「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進

2 本市が目指す食育の基本理念

本市でも、生涯にわたって健全な食生活を実現することは、市民の心身の健康の増進と豊かな人間形成につながることから、乳幼児から高齢者まで全ての市民を対象に食育を推進してまいります。また、広く市民が家庭、学校、保育所、幼稚園、地域、その他様々な機会と場所を利用して、食に関する体験活動を行い、理解を深める環境づくりが必要なことから、市民、地域団体、企業、市が相互の特徴を活かして協力し合う食育を推進します。このことから、本市が目指す食育として、「**バランスのとれた食事をおいしく・楽しく・感謝の気持ちで～食卓に笑顔があふれるまち・いなぎ～**」を掲げ、食育を推進します。

本市が目指す食育の基本理念

**バランスのとれた食事をおいしく・楽しく・感謝の気持ちで
～食卓に笑顔があふれるまち・いなぎ～**

3 基本目標

基本理念の実現を目指して、次の基本目標を設定しました。

1 バランスよい食事を心がけ、健全な食習慣を身に付け、健康寿命の延伸につなげる

※国の現状値及び目標値は「第4次食育推進基本計画」による

※1 農林水産省「食育に関する意識調査」による

指標	国		稲城市	
	現状値	目標	現状値 (令和4年度)	目標
栄養バランスを考えて食べている者の割合	36.4%	50%以上	69.9%	維持
生活習慣病を予防・改善するための食事をしている者の割合	64.3%	75%以上	62.8%	増加
毎日朝食を食べている者の割合 ※1	81.3%	85%	82.8%	維持
よく噛んで味わって食べている者の割合	47.3%	55%以上	70.4%	維持

2 共食を通じて食事のマナーやあいさつ習慣等、食や生活に関する基礎を習得し、日本の食生活、食文化を継承させる

指標	国		稲城市	
	現状値	目標	現状値 (令和4年度)	目標
食事をする時は誰かと一緒に食べている者の割合	週9.6回	週11回以上	週11回以上食べている者 66.5%	増加
学校給食における和食献立の割合 ※2			58.7%	維持

※2 第三次稲城市食育推進計画策定時点の現状値は55%

3 食の循環や環境を意識し、食を大切にすることを育む

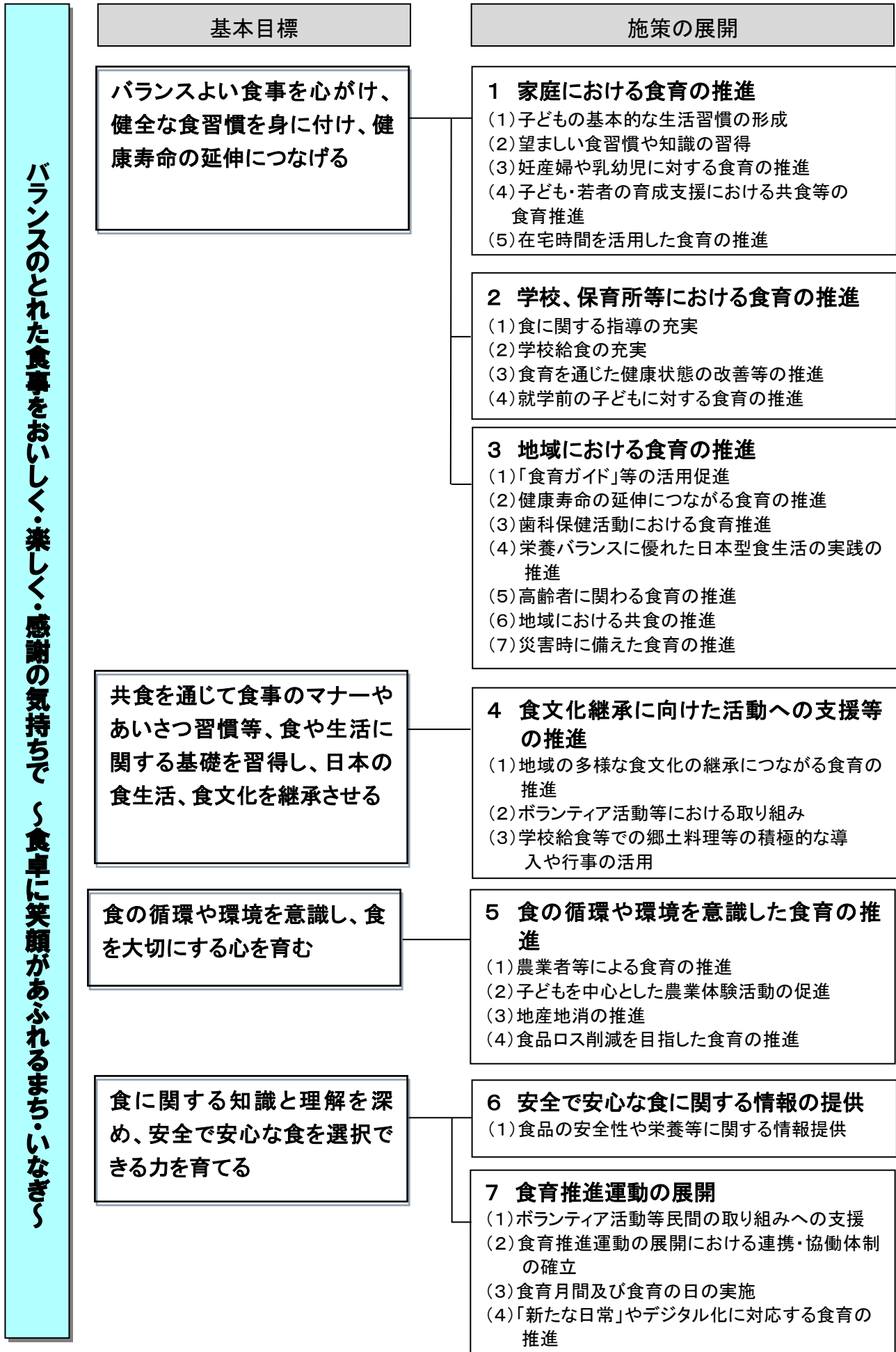
指標	国		稲城市	
	現状値	目標	現状値 (令和4年度)	目標
学校給食における地場産農産物を使用する割合 ※3			3.6%	増加
食品の買いすぎや食べ残さない工夫をしている者の割合	76.5%	80%以上	84.1%	維持

※3 第三次稲城市食育推進計画策定時点の現状値は6.5%

4 食に関する知識と理解を深め、安全で安心な食を選択できる力を育てる

指標	国		稲城市	
	現状値	目標	現状値 (令和4年度)	目標
食品の安全性に配慮している者の割合	75.2%	80%以上	72.5%	増加

4 計画の体系



5 稲城市の食をめぐる現状と課題と取り組みの方向性

(1) 稲城市の食をめぐる現状

- ・ 人口増加が続く中、核家族世帯及び単独世帯の占める割合が高く、外食率も高い傾向にある。
- ・ 健康寿命は延伸傾向にあるものの、栄養や食生活の面では、脂質過多傾向や食塩摂取量が平均値を上回っている。一方で、野菜摂取量は目標値に達している者が4割程度にとどまっており、肥満は増加傾向、20歳代のやせが増加傾向にある。
- ・ 広く市民に農業体験の機会を提供し、農業についての知識や理解を深める取り組みを推進している。
- ・ 食品の買いすぎや、食べ残しへの意識が高い傾向にある。
- ・ 食品の安全・安心に対する関心や、地産地消への関心も高い傾向にある。
- ・ 食生活に関する知識を増やすことへの意識は高いものの、他者と一緒に体験することへの意識は低い傾向にある。

(2) 稲城市の課題

- ① ライフスタイル等の多様化により、健全な食生活を実施することが困難である。
- ② 減塩の推進やメタボリックシンドローム、肥満、やせ、低栄養の予防や改善が、引き続き必要である。
- ③ 農家と学校、保育所や教育関係者等を始めとした、広範な関係者が協力し、幅広い世代に対し農業体験の機会を提供することを含め、様々な食育を推進することが必要である。
- ④ 「もったいない」という精神で、食べ物を無駄にせず、食品ロスの削減に取り組むことが必要である。
- ⑤ 食に関する知識と理解を深め、安全で安心な食を選択する力を育てるため、食に関する正しい情報提供を行うことが必要である。

(3) 稲城市の取り組みの方向性

- ① バランスのよい食事を心がけ、健全な食習慣を身につけ、健康寿命の延伸に繋げるため、家庭、学校、保育所、地域等において食育を推進する。
- ② 共食を通じて食事のマナーやあいさつ習慣等、食や生活に関する基礎を習得し、日本の食生活、食文化継承に向けた活動への支援等を推進する。
- ③ 食の循環や環境を意識し、食を大切にする心を育む食育を推進する。
- ④ 食に関する知識と理解を深め、安全で安心な食を選択できる力を育てるため、情報の提供や食育推進運動を展開する。

<SDGs(持続可能な開発目標)の達成を意識した取組>



17の目標のうち、本計画に関連する目標

SDGs は平成 27 年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された国際目標です。17 の目標と 169 のターゲットから構成され、「地球上の誰一人として取り残さない」社会の実現を目指しています。

「第四次稲城市食育推進計画」と特に関連する SDGsの目標は以下のとおりです。「第四次稲城市食育推進計画」に掲げられた計画を推進していくことが、食育推進のみならず、SDGsの達成のうえで重要といえます。

 <p>2 飢餓をゼロに</p>	<p>「2 飢餓をゼロに」 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>	 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<p>「12 つくる責任 つかう責任」 持続可能な消費生産形態を確保する</p>
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>「3 すべての人に健康と福祉を」 あらゆるすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>	 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	<p>「13 気候変動に具体的な対策を」 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>「4 質の高い教育をみんなに」 すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p>	 <p>15 陸の豊かさも守ろう</p>	<p>「15 陸の豊かさも守ろう」 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>
 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>「11 住み続けられるまちづくりを」 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>		

第4章 具体的な施策の展開

食育は、健康な毎日を過ごすための食生活の確保や食事マナー、伝統的な食文化の継承、また、自然への恩恵や生産者への感謝の念、安全で安心な食を選択する能力の保持など目的は様々で、対象も乳幼児から高齢者まで広範囲にわたります。そのため、家庭のみならず学校等関係機関・団体や市がそれぞれの役割に基づき、互いに連携し、総合的な推進を図っていくことが必要です。

そこで、7つの推進分野ごとに、取り組みの方向性を提示し、具体的な施策を展開することで、市民の食育活動を推進します。



1 家庭における食育の推進

食に関する情報や知識、伝統や文化等については、従来、家庭を中心に地域で共有され、世代を超えて受け継がれてきました。家庭においては、基本的な生活習慣づくりへの意識を高め、生涯にわたって切れ目なく、心身の健康の増進と豊かな人間性を育む基盤づくりを行うことが重要です。

さらに、「新たな日常」への対応として、テレワークが増加し、通勤時間が減少していることにより、家庭で料理や食事をする機会が増え、家族で食生活を見直す機会となっています。

このため、家庭における食育に関する理解が進むよう、食育機能を様々な側面から支援する取り組みを進めます。

(1) 子どもの基本的な生活習慣の形成

朝食をとることや早寝早起きを実践することなど、子どもの基本的な生活習慣の形成について、生活リズムの向上を図るために、学校、家庭、地域、民間団体等の協力を得ながら「早寝早起き朝ごはん」運動等を推奨します。

(2) 望ましい食習慣や知識の習得

子どもが実際に自分で料理をつくるという体験を増やしていくとともに、保護者への食育を学習する機会を設け、望ましい食習慣や食事を楽しむための活動を推進します。

【主な取り組み】

事業名	親と子の教室	担当課	生涯学習課
概要	「親と子の教室」において、食育に関する内容を取り入れた調理実習や講義を実施し、食への関心を深める機会を提供します。		

(3) 妊産婦や乳幼児に対する食育の推進

妊産婦の安全な妊娠・出産と産後の健康の回復に加えて、子どもの生涯にわたる健康づくりの基盤の確保は重要であることから、妊娠期及び授乳期における望ましい食生活の実現のため、何をどれだけどのように食べたらよいかをわかりやすく伝えるための指針である、「妊娠前からはじめる妊産婦のための食生活指針」の普及を進めます。また、乳幼児期は心身機能や食行動の発達が著しい時期であることを踏まえ、「授乳・離乳の支援ガイド」の普及を進めるなど、栄養指導の充実を図ります。さらに、平成27年度より開始し、全ての子どもが健やかに育つ社会の実現を目指す「健やか21(第2次)」の趣旨を踏まえ、疾病や障害、経済状態等の個人や家庭環境の違い、多様性を認識した栄養指導を含む母子保健サービス等の取り組みを推進します。

【主な取り組み】

事業名	乳幼児等健康診査事業	担当課	おやこ包括支援センター課
概要	乳幼児期に必要な栄養、発達に応じた望ましい食習慣の獲得のため、乳幼児健診時に栄養相談を行います。		

事業名	母親学級	担当課	おやこ包括支援センター課
概要	「妊娠前からはじめる妊産婦のための食生活指針」の普及を進め、妊娠期及び授乳期における望ましい食生活の実現のため集団指導及び個別指導を行います。		

事業名	離乳食調理講習会	担当課	おやこ包括支援センター課
概要	「授乳・離乳の支援ガイド」(授乳や離乳の支援に関する基本的な考え方を示したガイドライン)を活用し、母親が離乳食に対して関心の高いこの時期に、発達段階に応じた望ましい食習慣獲得のための調理講習会を行います。		

事業名	栄養相談	担当課	おやこ包括支援センター課
概要	「乳幼児の保護者の栄養に関する疑問や不安に答え、乳幼児に対する食育の推進を行います。		

事業名	あそびの広場	担当課	おやこ包括支援センター課
概要	あそびの広場事業では、常設の「あそびの広場向陽台」と市内の児童館等で実施する「出張あそびの広場はぐはぐ」で、食育に関する情報および絵本の紹介を行うこと、また栄養士による離乳食講座や栄養相談を行うことで、多くの子育て世帯が望ましい食習慣や生活習慣を実践することを推進します。		

(4) 子ども・若者の育成支援における共食等の食育推進

様々な子ども・若者の育成支援に関する行事、情報提供活動等において、食育についての理解を促進します。

特に、家族や友人等と一緒に食卓を囲んで共に食事をとりながらコミュニケーションを図る共食を、「新しい生活様式」に対応しながら推進するとともに、食に関する学習や体験活動の充実等を通じて、家庭と地域等が連携した食育を推進します。

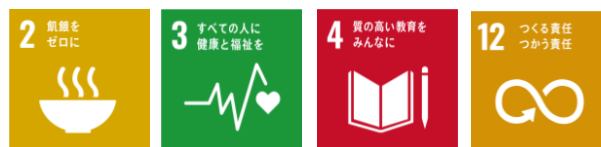
【主な取り組み】

事業名	料理教室など	担当課	児童青少年課
概要	簡単な料理作りやおやつ作りを通じて食事づくりを身近に感じ、料理することの楽しさ、みんなでテーブルを囲んで食べる楽しさを体験する場を児童館などで提供します。		

(5) 在宅時間を活用した食育の推進

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が推進されていることや、働き方や暮らし方の変化により通勤時間が減少するなど、自宅で料理や食事をすることも増えていることを踏まえ、家族との共食や栄養バランス、食文化、食品など、食に関する意識を高めることにつながるよう食育を推進します。

事業名	健康な食事づくり推進員会 「レシピ集の作成」	担当課	健康課
概要	健康な食事づくり推進員会主催の調理講習会において実習したレシピを一冊のレシピ集にまとめ、市内の公共施設で配布します。 併せてホームページに掲載します。		



2 学校、保育所等における食育の推進

社会状況の変化に伴い、子どもたちの食の乱れや健康への影響が懸念されることから、学校、保育所等には、子どもへの食育を進めていく場として役割を担うことが期待されています。例えば、様々な学習や体験を通し、食料の生産から消費に至るまでの食に関する成り立ちを知ることは、食に関する感謝の念や理解を深めることにつながるなど、子どもへの食育活動になるとともに、家庭へ良き波及効果をもたらすことも期待できます。このため、給食の時間はもとより、各教科や総合的な学習の時間、農業体験の機会の提供等を通じて、積極的に食育の推進に努めることが必要です。

加えて、管理栄養士等を中核として、地域の多様な関係者との連携・協働の下で、体系的・継続的に食育を推進していくことが一層重要となっています。

(1) 食に関する指導の充実

学校では、学習指導要領に示された食育の推進を踏まえ、給食の時間、家庭科や体育科を始めとする各教科、総合的な学習の時間等、学校教育活動全体を通じて食育を組織的・計画的に推進します。

さらに、地域の生産者団体等と連携し、学校教育を始めとする様々な機会を活用して、子どもに対する農業体験の機会を提供します。

【主な取り組み】

事業名	食育の充実	担当課	指導課
概要	各学校において全体計画及び年間指導計画に基づいた食育に取り組むとともに、食習慣の形成を図るよう、より効果的な教育活動を行います。		

(2) 学校給食の充実

児童生徒が食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付け、適切な栄養の摂取による健康の保持増進が図られるよう、十分な給食の時間の確保及び指導内容の充実を図ります。

さらに、食生活が自然の恩恵や食に関わる人々の様々な活動の上に成り立っていることについて、児童生徒の理解を深め、感謝の心を育むよう、多様な食に触れる機会にも配慮します。地場産物や国産食材の活用及び我が国の伝統的な食文化についての理解を深める給食の普及・定着等の取り組みを推進します。

(3) 食育を通じた健康状態の改善等の推進

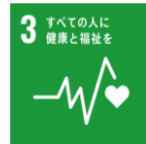
学級担任、養護教諭、学校医、学校歯科医等が連携して、保護者の理解と協力の下に、児童生徒への指導において、肥満ややせが心身の健康に及ぼす影響等、健康状態の改善等に必要な知識を普及すると共に、望ましい食習慣の形成に向けた取り組みを推進します。

(4) 就学前の子どもに対する食育の推進

乳幼児期からの食育の重要性が増していることに鑑み、就学前の子どもが、成長や発達段階に応じて、健康な生活を基本として望ましい食習慣を定着させると共に、子どもの親世代への啓発も含め、様々な取り組みを推進します。

【主な取り組み】

事業名	保育所等での食育	担当課	子育て支援課
概要	保育所等において、成長や発達段階に応じて、各施設の計画等に基づき、望ましい食習慣の定着のための取り組みや、保護者への情報提供等を行います。		



3 地域における食育の推進

生活習慣病を予防し、健康寿命を延伸するためには、健全な食生活が欠かせません。このため、生活習慣病の予防及び改善や健康づくりにつながる健全な食生活の推進等を、家庭、学校、保育所、生産者、事業者等と連携して進めます。また、主食・主菜・副菜のそろった栄養バランスに優れた「日本型食生活」の実践を推進します。

(1) 「食育ガイド」等の活用促進

一人ひとりが自ら食育に関する取り組みを実践できるよう、「食育ガイド」や「食事バランスガイド」、「食生活指針」について普及啓発を進めます。

【主な取り組み】

事業名	食事バランスガイドの普及	担当課	健康課
概要	市民の健康の保持増進が図れるよう、「食事バランスガイド」の普及啓発に努めます。		

(2) 健康寿命の延伸につながる食育の推進

「健康日本 21（第三次）」の推進等、生活習慣病の予防及び改善や健全な食生活、健康づくりのための身体活動の実践につながる食育を推進します。

【主な取り組み】

事業名	健康づくり推進事業	担当課	健康課
概要	生活習慣病の予防及び改善につながる食育を推進すると共に、健康寿命の延伸を図るため、健康教育、健康相談を行います。		

(3) 歯科保健活動における食育推進

健康寿命の延伸には、健全な食生活が大切であり、よく噛んでおいしく食べるためには口腔機能が十分に発達し維持されることが重要です。このため、歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）に基づき、摂食・嚥下^{えんげ}等の口腔機能について、乳幼児期における機能獲得から高齢期における機能の維持・向上等、生涯を通じてそれぞれの時期に応じた歯と口の健康づくりを通じた食育を推進します。

【主な取り組み】

事業名	乳幼児等歯科健康診査事業及び親子はみがき教室	担当課	おやこ包括支援センター課
概要	乳幼児期における口腔機能獲得及び向上のため、栄養指導、相談を行います。		

(4) 栄養バランスに優れた日本型食生活の実践の推進

高齢化が進行する中で、生活習慣病の予防による健康寿命の延伸、健康な次世代の育成の観点から、健全な食生活を営めるよう、ごはん（主食）を中心に多様な副食（主菜・副菜）等を組み合わせ、栄養バランスに優れた「日本型食生活」の実践を推進します。

(5) 高齢者に関わる食育の推進

個々の高齢者の特性に応じて生活の質の向上が図られるように低栄養予防など食育を推進します。

【主な取り組み】

事業名	高齢者食生活改善事業	担当課	高齢福祉課
概要	高齢期の低栄養について理解し、バランスの取れた食事内容や、簡便な調理方法を知って毎日の食事に取り入れ、栄養状態の維持、改善を目指すため、栄養講座等を行います。		

事業名	複合型介護予防事業	担当課	高齢福祉課
概要	フレイル予防の観点から、運動・栄養・口腔のプログラムを総合的に行い、身体機能の変化への気づき、生活習慣の改善、予防方法等を学ぶことで、介護予防に取り組む動機づけが図られるよう努めます。		

事業名	訪問型サービスC	担当課	高齢福祉課
概要	管理栄養士が自宅を訪問し、個々の状況に応じて食事・栄養について支援を行います。		

(6) 地域における共食の推進

高齢者の一人暮らしやひとり親世帯が増えるなど、家庭環境や生活の多様化により、家族との共食が難しい場合があることから、地域において共食する機会を持つことは、食の楽しさを実感するだけでなく、食や生活に関する基礎を伝え習得する観点からも重要です。地域での共食の場づくりを進めるため、情報提供及び支援を行います。

【主な取り組み】

事業名	高齢者向け会食会	担当課	高齢福祉課
概要	NPO法人支え合う会みのりにより、各文化センター等の市内9会場で高齢者の会食会を実施します。		

(7) 災害時に備えた食育の推進

大規模災害等に備え、在宅避難に向けた食料品等の日常備蓄に取り組むことが重要です。家庭において、水、熱源、主食・主菜・副菜となる食料品等を最低でも3日分、できれば1週間分を備蓄する取り組みを推進する必要があります。特にローリングストック法（普段の食料品を少し多めに買い置きし、消費した分を補充する方法）による日常の食料品等の備蓄を行うとともに、高齢者を始め、食べる機能が弱くなった方や食物アレルギーを有する方などに配慮した食品を備えておくことが重要です。被災者が災害発生時も健全な食生活を実施できるよう、各家庭に合った食料品の備蓄について普及啓発に努めます。

【主な取り組み】

事業名	災害時に備えた食料備蓄の普及啓発	担当課	防災課
概要	大規模災害に備え、最低3日分、できれば1週間分、各家庭に合った食料を備蓄するようローリングストック法も含め、いなぎ防災マップ等を通じて情報発信に努めます。		



4 食文化継承に向けた活動への支援等の推進

米を中心に、水産物、畜産物、野菜等多様な副食から構成され、栄養バランスに優れた日本型食生活は、人々の平均寿命の延伸につながりました。しかしながら、ライフスタイル、価値観、ニーズが多様化する中で「日本型食生活」や、家庭や地域において継承されてきた特色ある食文化や豊かな味覚が失われつつあります。

市では、先人によって培われた伝統ある食文化の良い面を次世代に継承すべく、関係機関と連携して推進します。

(1) 地域の多様な食文化の継承につながる食育の推進

地域の多様な食文化の保護・継承を図るとともに、管理栄養士等や地域で食にまつわる活動を行う者を対象とした研修等による和食文化の継承活動を行う中核的な人材の育成に取り組めます。

【主な取り組み】

事業名	健康な食事づくり推進員養成講座	担当課	健康課
概要	地域で実施する講習会等で和食文化を継承できるよう推進員となる健康な食事づくり推進員の人材育成の取り組みとして養成講座を実施します。		

(2) ボランティア活動等における取り組み

健康な食事づくり推進員及び、ボランティア等が行う料理教室並びに体験活動等において、地域の郷土料理や伝統料理を取り入れることにより、食文化の普及と継承を図ります。

【主な取り組み】

事業名	料理教室など	担当課	児童青少年課
概要	季節の行事などに関連する料理作りやおやつ作りを通じて、参加者が食生活に興味・関心を持てるよう機会を児童館などで提供します。		

(3) 学校給食等での郷土料理等の積極的な導入や行事の活用

伝統的な食文化について子どもが早い段階から興味・関心を持って学ぶことができるよう、学校給食において郷土料理等の伝統的な食文化を継承した献立を取り入れ、食に関する指導に活用されるように促進します。

【主な取り組み】

事業名	「和食」の保護と次世代への継承	担当課	学校給食課
概要	和食給食の提供機会を増やしていくことにより、「和食」料理の味や、食べ方・作法等の継承が図れるよう努めます。		



5 食の循環や環境を意識した食育の推進

食育を推進するうえで、特に重要なことは、食に対する感謝の念を深めることと、食を生み出す農業等の理解を深めることです。そして、農産物の生産、食品の製造及び流通等の現場は人々のふれあいや、地域の活性化と食育の推進を図るためにも、貴重な場となります。農業への関心と理解を深め、後継者等の育成も含めた様々な取り組みを進めます。

また、生産から消費に至る食の循環を意識し、食品ロスの削減等環境にも配慮した取り組みを進めます。

(1) 農業者等による食育の推進

農業に関する体験活動は、農産物の生産現場に関する関心や理解を深めるだけでなく、市民の食生活が自然の恩恵のうえに成り立っていること、及び食に関わる人々の様々な活動に支えられていることなどに関する理解を深めるうえで重要です。また、農業者等は、学校、保育所等の教育関係者を始めとした食育を推進する広範な関係者等と連携し、幅広い世代に対して農業に関する多様な体験の機会を提供するよう努めます。

【主な取り組み】

事業名	援農ボランティア推進事業 「いなぎ農業ふれあい塾」	担当課	経済課
概要	稲城市内農家の農作業ボランティアをすることを目的として、受講生を募集し、1年間の実習・座学によりボランティアの養成に努めます。		

(2) 子どもを中心とした農業体験活動の促進

子どもを中心に、食に対する関心と理解を深める必要があることから、農産物の生産における様々な体験の機会を提供するよう努めます。

【主な取り組み】

事業名	農業体験学習	担当課	指導課
概要	体験学習の一環として、市内の農家の方をゲストティーチャーに迎え、農作物等の植え付けや収穫などの方法について、直接学ぶ場を設定するなど機会を提供します。		

事業名	農業体験学習	担当課	経済課
概要	食農教育の一環として、農業者・農業委員会・JA等と連携して梨づくりや稲作などの農業体験の機会を提供します。		

(3) 地産地消の推進

直売所等における地域の農産物の利用促進を図るため、多様な品目の生産・供給体制の構築及び加工品の開発を推進すると共に、学校給食等における地域の農産物の利用拡大を図ります。

【主な取り組み】

事業名	地産地消の推進	担当課	学校給食課・経済課
概要	学校給食における地場産農産物等の積極的な使用に努めます。		

事業名	いなぎ日曜日	担当課	経済課
概要	第2・第4日曜日に市内大型店舗等において、地場産農産物等の販売を出店者が主体となって実施します。		

事業名	農地探検～地場野菜の収穫～	担当課	経済課・市民協働課
概要	市内丘陵部の農地で野菜等の収穫体験を行う機会を提供します。		

(4) 食品ロス削減を目指した食育の推進

食品ロスを国民一人当たりで換算すると、113gとお茶碗約1杯分相当の食べ物が毎日捨てられています。この「もったいない」をなくすためにも、消費者自らが、ごみ減量につながる食品ロスに対する認識をより高めて消費行動を改善するよう取り組みます。

【主な取り組み】

事業名	食品ロス削減	担当課	生活環境課
概要	食品ロス（フードロス）削減の取り組みや10月の「食品ロス削減月間」について、ホームページや広報で周知に努めています。		

事業名	フードドライブ	担当課	生活環境課
概要	食品ロスの削減によるごみ減量や食品の有効利用を目的として、家庭や事業所で余っている食品を持ち寄り、福祉団体や施設等へ寄付する活動を行います。		

事業名	給食残 ^{ざんさ} 渣リサイクル事業	担当課	学校給食課
概要	持続可能な社会の実現の観点から、調理残渣、食べ残しを堆肥化してリサイクルを推進し、学校給食だより、給食試食会、給食展等において普及啓発に努めます。		



6 安全で安心な食に関する情報の提供

健全な食生活の実践には、食生活や健康に関する正しい知識を持ち、自ら食を選択していくことが必要です。しかし、SNS等の普及により、食に関する様々な情報があふれ、信頼できる情報を見極めることが難しい状況にあります。そのため、健全な食生活の実践に当たっては、最新の科学的知見に基づく客観的な情報の提供が不可欠です。市民が食に関する知識と理解を深め、安全で安心な食を選択する力を育てるため、食品の安全性や栄養など正しい情報を提供します。

(1) 食品の安全性や栄養等に関する情報提供

健全な食生活を実践するために必要な食品の安全性や栄養等に関する様々な情報については、市民が十分に理解し活用できるよう、わかりやすく入手しやすい形で情報提供します。

【主な取り組み】

事業名	けんこうたより「食とけんこう」の作成及び配布	担当課	健康課
概要	健全な食生活の実践に向け、食生活や健康に関する情報を隔月で年6回発行（市内保育園、幼稚園、小中学校、公民館等へ配布、ホームページに掲載）するなど情報提供に努めます。		

ちよつと実行、ずっと健康。
野菜、あと一皿!

野菜を350g食べると良いのはなぜ?

厚生労働省にて健康日本21を策定する際、国民栄養調査(現国民健康・栄養調査)のデータを基に、野菜をどれだけ食べればカルシウム・カリウム・ビタミンC・食物繊維等の栄養素を充分に摂取できるか解析を行ったところ、350g以上(20歳以上)という結果になりました。また、野菜を350g以上食べることで高血圧や糖尿病の予防にも効果があることが報告されています。(出典:「ちよつと実行、ずっと健康。野菜、あと一皿」東京都健康増進局)

都民の現状 1

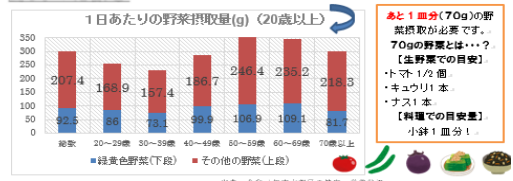
1日350g以上野菜を食べている人の割合(20歳以上)

食べている 31.9%	食べていない 68.1%
-------------	--------------

約7割が350gに達していません!

都民の現状 2

多くの世代で、野菜摂取量が目標の350gに達していません。



発行・編集 稲城市保健センター
稲城市百村112-1 電話378-3421
URL: https://www.city.inaxi.tokyo.jp/kenko/irrou_kenkou/tayori.html

食事をおいしく、バランスよく
9月は「食生活改善普及運動」月間です!

厚生労働省は、国民1人1人が食生活の改善について理解を深め、日常生活で実践できるよう、毎年9月1日から9月30日までの「食生活改善普及運動月間」としています。「食事をおいしく、バランスよく」を基本テーマに、「野菜摂取量の増加」、「食塩摂取量の減少」及び「牛乳・乳製品の摂取習慣の定着」に焦点を当てた運動を全国的に展開しています。

この機会に、あなたの食生活を見直してみませんか?

●食事をおいしく、バランスよく



●毎日プラス1皿の野菜



●おいしく減塩 1日マイナス2g

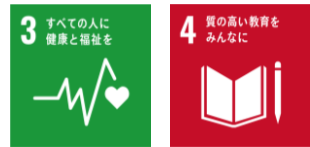


●毎日のくらしに with ミルク



発行・編集 稲城市保健センター
稲城市百村112-1 電話378-3421
URL: https://www.city.inaxi.tokyo.jp/kenko/irrou_kenkou/tayori.html

「食とけんこう」 健康課発行



7 食育推進運動の展開

食育を推進するための活動は、市民や地域団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、展開しなければなりません。

そのため市では、食育が行政の施策だけではなく、民間の活動を取り込んだ全市民的な取り組みとなるよう市民や関係機関・団体が主体的に活動するための環境整備を進めます。

(1) ボランティア活動等民間の取り組みへの支援

食育を市民に浸透させていくために、市民の生活に密着した活動を行っているボランティア活動の活発化と、その成果の向上に向けた環境の整備を図り、地域における食育推進の中核的な役割を担えるよう支援します。

【主な取り組み】

事業名	健康な食事づくり推進事業	担当課	健康課
概要	「自分の健康は自分で守る」という自覚と認識を広めるとともに、市民自らが正しい食生活の普及を図り、市民の健康づくりを推進する稲城市健康な食事づくり推進員活動の支援に努めます。		

(2) 食育推進運動の展開における連携・協働体制の確立

食育推進運動の展開に当たっては、教育関係者、農業者、ボランティア等、食育に係る多様な関係者による広範かつ横断的な連携・協働を呼びかけ、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるように実施します。

【主な取り組み】

事業名	稲城市栄養連絡会	担当課	健康課
概要	市民が生涯を通じて適切な食生活を送ることが出来る環境づくり、地域での食育推進、関係機関の連携を図るため情報交換会を行います。		

(3) 食育月間及び食育の日の実施

毎年6月の「食育月間」と毎月19日の「食育の日」に食育推進運動を実施することにより、市民の食育に対する理解を深め、食育推進活動への積極的な参加を促し、その一層の充実と定着を図ります。

【主な取り組み】

事業名	食育月間及び食育の日の実施	担当課	健康課
概要	6月の食育月間及び毎月19日の食育の日について、広報・ホームページを活用して市民に周知し、食育の推進に取り組みます。		

事業名	稲城ふれあい保健・医療まつり	担当課	健康課
概要	稲城市栄養連絡会(施設・団体)の活動紹介(パネル展示)や食育媒体の展示、パンフレットの配布を行います。		

(4) 「新たな日常」やデジタル化に対応する食育の推進

ホームページに動画を掲載する他、メール配信するなど食育を推進します。

【主な取り組み】

事業名	健康づくり推進事業	担当課	健康課
概要	ホームページやメール配信等デジタル化に対応した食や健康に関する情報提供を行います。		

第5章 食育推進の事例

家庭や学校、地域など、様々な場面で食育に取り組んでいます。
その取り組みについての事例を紹介します。

事例① 城山文化センター児童館 「ワンダフル♡キッチン」 児童青少年課

城山文化センター児童館では児童を対象に「食に対する興味」や「調理する楽しさ」を学ぶ機会とする為に、「ワンダフル♡キッチン」を実施しています。

「ワンダフル♡キッチン（『児童館の畑で採れた‘イチゴ’で作ったおいしいジャムたっぷりのパンケーキをつくろう♪』）」で使ったジャムは、「児童館の畑」で栽培したイチゴを使用しました。「食物を育てる喜び」を子ども達と感じながら収穫したイチゴは、「すっぱいけど、ジャムにしたらサイコー！」と格別な味でした。

栽培から調理・実食までを子ども達が体験できる、実り多い事業となりました。



事例② 健康な食事づくり推進委員会 健康課

稲城市健康な食事づくり推進委員会は、偏りのない食生活、適度な運動、十分な休養を柱とした健康づくりを推進するため、健康に関する学習会や食生活、生活習慣に関する講習会や講演会など毎年テーマを決めて活動しています。

健康な食事づくり推進委員会 栄養講座の様子



「稲城産の野菜を美味しく食べよう！」をテーマに栄養講座を開催して、地産地消について、参加された方々と一緒に勉強しました。



事例③ 稲城市立第五保育園 「世界の料理」 子育て支援課

子ども達が【食】に興味を持ち自ら「食べたい」「食べることが大好き」という気持ちになるように食育計画を立てています。調理保育や畑の計画だけでなく世界の料理に目を向け、世界のさまざまな料理を子ども向けにアレンジして提供しています。



世界の料理をするにあたって給食室の扉には民族衣装のイラストや旗など子ども達に関心をもってもらえるように装飾がされています。月に2回ほどの世界の料理ですが、いつもと違った雰囲気を感じてもらうために、音楽を流したり、給食職員がその国の旗をもってお部屋を訪問すると、子ども達が「ヤミー」や「マシッソヨ」などその国の言葉でおいしい・・・と言ってくれます。

ハワイ料理

ロコモコ丼



トロピカルポンチ

ハワイでのおいしいの伝え方!

ヤミー!

スペイン料理

パエリア



タコの炒め物

トマトポタージュ

ブラジル料理

キャベツのサラダ



パステウ

ポンテケージョパン

レンズ豆のスープ



ベトナム料理

フォー



カナダ料理

メーフルトースト



フーティン

ロフスター風

レタススープ

韓国でのおいしいの伝え方!

マシッソヨ!

韓国料理

チャプチェ



キンパ

サムゲタン風スープ

事例④ あそびの広場 「栄養相談」 おやこ包括支援センター課

乳幼児を育てている保護者を対象に駒沢女子大学栄養健康相談室の管理栄養士が乳幼児期の栄養に関する疑問や不安等の個別相談を年6回実施しています。

栄養相談では、卒乳や離乳食のタイミング、離乳食の味付け、子どもの健康（成長曲線）と離乳食の量と栄養バランス、食物アレルギー等、様々な内容の相談を受けますが、管理栄養士が保護者に寄り添いながら、きめ細やかなアドバイスをしています。

保護者の方から「相談して安心できました。」「また、離乳食で迷ったら相談しますね。」等の声が寄せられています。



事例⑤ あそびの広場 「普及啓発」 おやこ包括支援センター課

妊婦さん、0歳から就学前のお子さんとその保護者が自由に来所し、交流できる場となっています。

その中で、食に関する情報や絵本の紹介し、食育について普及啓発を実施しています。



事例⑥ あそびの広場 「離乳食講座」 おやこ包括支援センター課

離乳食時期の乳児を育てる保護者の方を対象に公立保育園栄養士が、離乳食の進め方（初期食から後期食まで）の離乳食講座を年3回実施しています。

子どもの成長に合わせ、段階を追った離乳食の話、その時の赤ちゃんの口の動きに大切な形状や食べさせ方、手づかみ食べの工夫の仕方等、栄養士が具体的でわかりやすいアドバイスをを行い、保護者の質問に答えています。実際に、保護者に離乳食のサンプルを見ていただいたり、スプーンで触れていただいたりしています。



事例⑦ 学校給食だより インスタグラム 学校給食課

学校給食共同調理場では、毎月1回、献立表と合わせ、学校給食だよりを発行しています。また、インスタグラムでは、献立の写真や調理の様子などを発信しています。

令和5年度【小学校】

7月 よてい献立表・給食だより



暑さに負けず、夏を元気に過ごそう!
 いよいよ夏本番を迎えようとしています。暑いからと、クーラーの強い部屋でゴロゴロしたり、冷たい物ばかり飲んだり食べたりしていると、体がだるくなり、夏バテしてしまいます。もうすぐ夏休みが始まりますが、学校がある時と同じように早寝・早起きを心がけ、食事をしっかり食べて、元気いっぱい楽しい夏を過ごしてほしいと思います。

夏を元気に過ごすには

- 朝・昼・夕の3食を規則正しくとる
- 早寝・早起きをし、日中は体を動かす
- 冷たい物のとり過ぎに気をつける
- こまめな水分補給を心がける

★熱など夕食が遅くなる場合は、2回に分けて食べるなどの工夫を。
 ★夜ふかしや、夜遅くに食べることは控えます。
 ★おなかを寒したり、食欲がなくなったりする原因になります。
 ★汗をたくさんかいたときには、塩分も一緒にとりましょう。

主食・主菜・副菜をそろえた食事を心がける

夏にとりたい栄養素と多く含む食べ物

- ビタミンB1: 豚肉、玄米、胚芽米、大豆など
- ビタミンC: 野菜、果物、いも類など

黄色の食品、緑の食品、赤の食品

稲城市産食材情報

給食では、生産者、JA東京みなみ、市役所経済課のみなさんの協力により、さまざまな稲城市産食材を使用しています。今学期は6月までに玉ねぎ、赤玉ねぎ、じゃが芋を使用し、7月にはトマトを使用する予定です。2学期以降も高尾ぶどうや稲城市産新鳳梨をはじめとたくさんの稲城市産食材が給食に登場する予定ですので、楽しみにしてください。

玉ねぎ畑の様子



事例⑧ 高齢者食生活改善事業「健康のための栄養教室」 高齢福祉課

「健康のための栄養教室」は、高齢者の低栄養予防を目的に行われている講座で、男性など普段料理をしないような方でも気軽に参加できる教室として年5回実施しています。

高齢になるとエネルギーを多くとる必要はないと思われがちですが、むしろ身体機能を低下させないためには十分な栄養を取ることが重要です。それは、介護予防にもつながります。

この教室では、講義のほか調理の実演を行い、自宅に戻ってからでも続けられるような調理方法をお伝えし、低栄養予防への理解を深めています。



事例⑨ 農地探検～地場野菜の収穫～

経済課／市民協働課

市内数ヶ所の畑を徒歩でまわり、周囲の自然に親しみながら農作物の収穫を行います。農業やその風土、伝承文化に親しみ、農業への理解を深めることで『健康な食生活』や『食の安全・安心』に関する認識を高め、地産地消を推進することを目的に実施しています。

募集は20組で、市広報による募集と、募集チラシを市立小学校1年生から3年生へ配布します。参加費は1組1,500円程度としています。

農業委員会との共催で、農家の方々及び農協職員協力のもと、野菜の特徴や、収穫方法などを聞きながら、参加者自らの手で白菜や大根、ネギ等の収穫体験を行います。

参加者からは「楽しかった。」「貴重な体験ができたので良かった」など好評の声をいただいています。



事例⑩ フードドライブの実施 生活環境課

食品ロスの削減によるごみ減量や食品の有効利用を目的として、生活環境課の窓口や市内で開催されるイベント会場に家庭や事業所で余っている食品を持ち寄っていただき、福祉団体や施設等へ寄付する活動を行っているNPO法人等に引き渡す事業を実施しています。



イベントでのフードドライブの様子



ご提供いただいた未利用食品

事例⑪ 援農ボランティア養成講座 「いなぎ農業ふれあい塾」 経済課

援農ボランティアとは、市内農業者の高齢化や担い手不足等により営農が困難となった農家の作業を無償で行うと共に、農業者と交流することで稲城農業への理解を深めるものです。

ボランティアを希望する方の中には農業経験がない方も多いため、実際に援農を行う前に農業についての知識や技術を習得してもらうことを目的として、養成講座を開講しています。

消費者が援農ボランティアとして活動し、地場産農産物を農業者と協同生産することで地産地消の推進と「食」への理解を深めることに繋がります。

いなぎ農業ふれあい塾 ^{ほじょう}圃場実習の様子



事例⑫ 公民館「親と子の教室（保育付）」 生涯学習課

中央公民館・第三公民館・城山公民館では、子育てについて地域の仲間と共に幅広く学習する「親と子の教室」を開催しています。その中で、保護者への食育学習の機会として、調理実習や講義を実施しています。

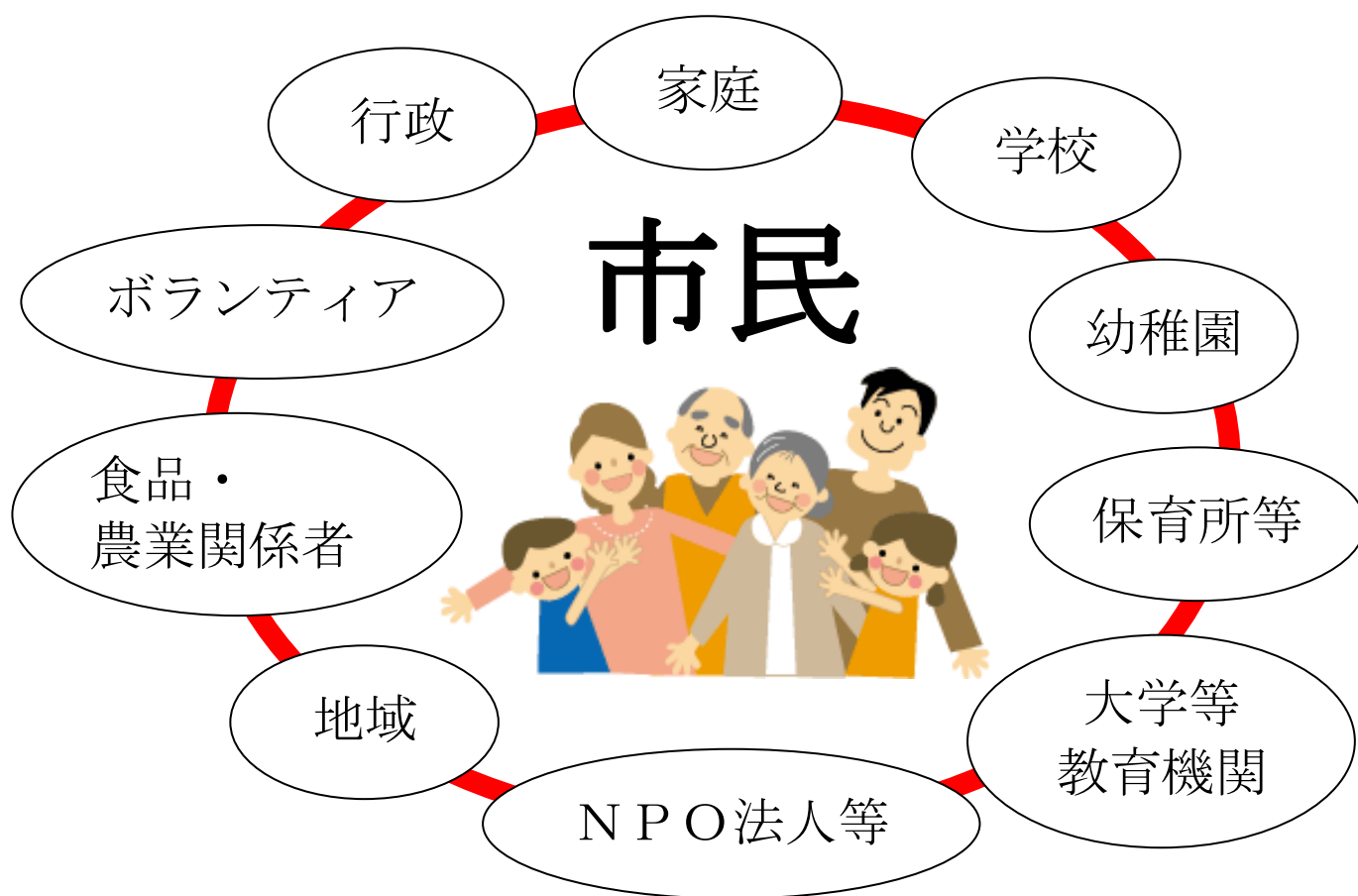


第6章 計画の推進にむけて

1 推進体制

本市では、家庭、学校、保育所等と連携し、様々な施策を展開することにより、市民の食育活動を推進します。

また、有識者、食育に関わる様々な分野で活動する団体の代表者で組織する「稲城市栄養連絡会」では、地域の中で連携した食育の取り組みを進めていくため、関係団体とのネットワークをより拡大し、情報の共有化を図ります。



2 計画の進行管理と評価

計画の推進にあたっては、進捗状況を確認し、取り組み内容を修正するなど、柔軟な対応が必要です。進行管理や推進方法の検討は、庁内関係部局からなる「食育推進計画庁内連絡会」において実施し、総合的かつ継続的に行うため、関連する事業の進捗状況を年度毎に確認していきます。

さらに、「栄養連絡会」においても、計画の検証を行い改善していきます。

資 料

1 用語解説

えんげ ・嚥下

歯で食物を噛み、飲み込むこと。(e-ヘルスネット厚生労働省)

・共食

みんなで一緒に食卓を囲んで、共に食べることを「共食(きょうしょく)」と言う。(農林水産省)

・健康寿命

2000年(平成12年)に世界保健機関(WHO)が提唱した指標で、平均寿命から寝たきりや認知症など介護状態の期間を差し引いた、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。(WHO)

・授乳・離乳の支援ガイド

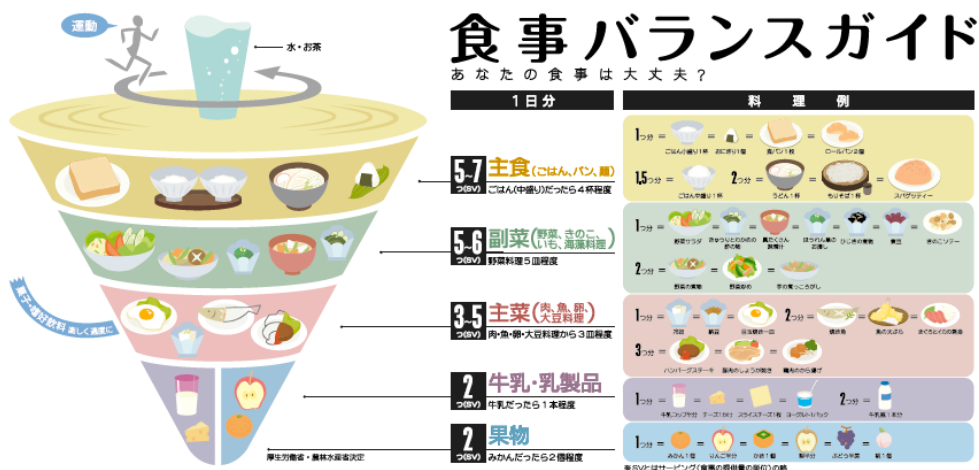
最新の知見や授乳・離乳を取り巻く社会環境等の変化を踏まえ、「授乳・離乳の支援ガイド」が改定された。(厚生労働省)

・食生活指針

国民一人一人が健全な食生活の実践を図ることのできるよう、食料生産・流通から食卓、健康へと幅広く食生活全体を視野に入れ、作成された。(農林水産省)

・食事バランスガイド

主食、主菜、副菜などを、1日にどれだけ食べたら良いかの目安として、一日の食事の望ましい組み合わせとおおよその量を、コマをイメージしたイラストで示している。(農林水産省)



・地産地消

国内の地域で生産された農林水産物（食用に供されるものに限る。）を、その生産された地域内において消費する取組。食料自給率の向上に加え、直売所や加工の取組などを通じて、6次産業化にもつながる。（農林水産省）

・低栄養

栄養素の摂取が生体の必要量より少ないときに起こる体の状態。健康的に生きるために必要な量の栄養素が摂れていない状態を指す。その中でも特に、たんぱく質とエネルギーが十分に摂れていない状態のこと。「PEM（Protein - energy-malnutrition）：たんぱく質・エネルギー欠乏（症）」（e-ヘルスネット厚生労働省）

・妊娠前からはじめる妊産婦のための食生活指針

妊娠期及び授乳期は、お母さんの健康と赤ちゃんの健やかな発育にとって大切な時期。「妊産婦のための食生活指針」では、この時期に望ましい食生活を実践するための指針が示されている。（国立健康・栄養研究所）

・「早寝早起き朝ごはん」運動

平成18年に「早寝早起き朝ごはん」全国協議会が設立され、子どもの基本的な生活習慣の確立や生活リズムの向上につながる運動を積極的に展開している。（農林水産省）

・フレイル

「健康な状態」と「要介護状態」の中間の段階を指す。年齢を重ねていくと、心身や社会性などの面でダメージを受けたときに回復できる力が低下し、これによって健康に過ごせていた状態から、生活を送るために支援を受けなければならない要介護状態に変化していくこと。（厚生労働省）

・ローリングストック

普段の食品を少し多めに買い置きしておき、賞味期限を考え古いものから消費し、消費した分を買い足すことで、常に一定量の食品が家庭で備蓄されている状態を保つための方法。（農林水産省）

2 検討経過

本計画の策定にあたっては、第四次稲城市食育推進計画策定委員会を設置しました。策定委員会は、全体会と専門部会に分かれ、検討がなされました。

また、より広範に市民からの意見を計画に反映するため、意見公募を実施しています。

(1)委員会

回	年月日	議題
第1回	令和4年 10月27日(木)	<ul style="list-style-type: none">・正副委員長選出・第四次稲城市食育推進計画の策定について・国の第4次食育推進基本計画・都の食育推進計画について・スケジュールについて
第2回	令和5年 12月15日(金)	<ul style="list-style-type: none">・第四次稲城市食育推進計画（最終案）について・その他

(2)専門部会

回	年月日	議題
第1回	令和5年 1月26日(木)	<ul style="list-style-type: none">・第四次食育推進計画策定について・アンケート調査について・食育推進の事例について
第2回	令和5年 5月24日(水)	<ul style="list-style-type: none">・第四次稲城市食育推進計画 第1章及び第4章の確認・第2章と第3章の報告・用語解説について
第3回	令和5年 11月8日(水)	<ul style="list-style-type: none">・第四次稲城市食育推進計画（案）について・第5章について

(3)市民意見公募

公募期間 令和6年2月1日(木)から2月15日(木)

応募意見数 0件

3 策定委員会設置要綱

稲城市食育推進計画策定委員会設置要綱

市長決裁 平成18年12月5日

(設置)

第1条 稲城市食育推進計画（以下「計画」という。）を策定するため、稲城市食育推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画の策定に関する事項を調査し、計画を策定するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、別表第1に掲げる者及びその他必要に応じ市長が認める者（以下「委員」という。）で組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、計画の策定までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員長は、必要に応じて関係者の出席又は資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第7条 委員会に、稲城市食育推進計画策定委員会専門部会（以下「部会」という。）を置く。

2 部会は、計画案を作成し、委員会に報告するものとする。

3 部会は、別表第2に掲げる者及びその他必要に応じ市長が認める者（以下「部会員」という。）をもって構成する。

4 部会に、部会長を置く。

5 部会長は、部会に属する部会員の互選により選出するものとする。

6 部会長は、必要に応じて関係者の出席又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会及び部会の庶務は、福祉部健康課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、公布の日から施行する。

付 則（平成29年7月1日）

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。
組織改正については平成26年4月1日から適用する。

付 則（令和4年6月15日）

この要綱は、課長の決裁のあった日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

別表第1（第3条関係）

稲城市食育推進計画策定委員会委員

委 員
産業文化スポーツ部経済課長
都市環境整備部生活環境課長
産業文化スポーツ部市民協働課長
福祉部高齢福祉課長
福祉部健康課長
子ども福祉部子育て支援課長
子ども福祉部児童青少年課長
子ども福祉部おやこ包括支援センター課
教育部指導課長
教育部学校給食課長
教育部生涯学習課長

別表第2（第7条関係）

稲城市食育推進計画策定委員会専門部会員

部 会 員
産業文化スポーツ部経済課農政係長
都市環境整備部生活環境課ごみ・リサイクル係長
産業文化スポーツ部市民協働課市民相談係長
福祉部高齢福祉課高齢福祉係長
福祉部健康課健康推進係長
福祉部健康課健康推進係に属する管理栄養士
子ども福祉部子育て支援課保育・幼稚園係長
子ども福祉部児童青少年課児童館・学童クラブ係長
子ども福祉部おやこ包括支援センター課あそびの広場事業係
教育部指導課指導係長
教育部学校給食課第一給食係長
教育部生涯学習課社会教育・公民館係公民館事業担当係長

4 食育基本法

食育基本法（平成十七年六月十七日法律第六十三号）

最終改正：平成二七年九月一一日法律第六六号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十五条）

第二章 食育推進基本計画等（第十六条—第十八条）

第三章 基本的施策（第十九条—第二十五条）

第四章 食育推進会議等（第二十六条—第三十三条）

附則

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。

今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。

もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。

国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩（そう）身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾（はん）濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。

また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。

さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章総則

(目的)

第一条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成)

第二条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

(食に関する感謝の念と理解)

第三条 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

(食育推進運動の展開)

第四条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとするとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければな

らない。

(子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割)

第五条 食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

(食に関する体験活動と食育推進活動の実践)

第六条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

(伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献)

第七条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配慮し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

(食品の安全性の確保等における食育の役割)

第八条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

(国の責務)

第九条 国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(教育関係者等及び農林漁業者等の責務)

第十一条 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健（以下「教育等」という。）に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体（以下「教育関係者等」という。）は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体（以下「農林漁業者等」という。）は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

（食品関連事業者等の責務）

第十二条 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体（以下「食品関連事業者等」という。）は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

（国民の責務）

第十三条 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

（法制上の措置等）

第十四条 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告）

第十五条 政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章食育推進基本計画等

（食育推進基本計画）

第十六条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針
- 二 食育の推進の目標に関する事項

三 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを農林水産大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県食育推進計画)

第十七条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 都道府県（都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあつては、都道府県食育推進会議）は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

(市町村食育推進計画)

第十八条 市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 市町村（市町村食育推進会議が置かれている市町村にあつては、市町村食育推進会議）は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

第三章基本的施策

(家庭における食育の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(学校、保育所等における食育の推進)

第二十条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行わ

れる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の瘦(そう)身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

(地域における食生活の改善のための取組の推進)

第二十一条 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

(食育推進運動の展開)

第二十二条 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

(生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

(食文化の継承のための活動への支援等)

第二十四条 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の

推進)

第二十五条 国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

第四章食育推進会議等

(食育推進会議の設置及び所掌事務)

第二十六条 農林水産省に、食育推進会議を置く。

2 食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。

二 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

(組織)

第二十七条 食育推進会議は、会長及び委員二十五人以内をもって組織する。

(会長)

第二十八条 会長は、農林水産大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第二十九条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 農林水産大臣以外の国务大臣のうちから、農林水産大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者

二 食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、農林水産大臣が任命する者

2 前項第二号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第三十条 前条第一項第二号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の委員は、再任されることができる。

(政令への委任)

第三十一条 この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県食育推進会議)

第三十二条 都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、都道府県食育推進会議を置くことができる。

2 都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(市町村食育推進会議)

第三十三条 市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。

2 市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

附則抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二十一年六月五日法律第四九号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）の施行の日から施行する。

附則（平成二七年九月一一日法律第六六号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定公布の日

(食育基本法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に第二十五条の規定による改正前の食育基本法第二十六条第一項の規定により置かれている食育推進会議は、第二十五条の規定による改正後の食育基本法第二十六条第一項の規定により置かれる食育推進会議となり、同一性をもって存続するものとする。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

参 考 資 料

<国の資料>

- ・食育の推進（農林水産省ホームページ）
<http://www.maff.go.jp/j/syokuiku/>
- ・食育基本法・食育推進基本計画等（農林水産省ホームページ）
<http://www.maff.go.jp/j/syokuiku/kannrenhou.html>
- ・食育白書（農林水産省ホームページ）
http://www.maff.go.jp/j/syokuiku/wpaper/r4_index.html
- ・国民健康・栄養調査（厚生労働省ホームページ）
http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kenkou_eiyouchousa.html
- ・健康日本21（財団法人健康・体力づくり事業財団ホームページ）
<http://www.kenkounippon21.gr.jp/>

<東京都の資料>

- ・東京都食育推進計画（東京都産業労働局ホームページ）
<http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/plan/norin/syokuiku/>
- ・東京都民の健康・栄養状況（東京都保健医療局ホームページ）
http://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/kenkou/kenko_zukuri/ei_syo/tomineiyou.html
- ・東京都健康推進プラン21（東京都保健医療局ホームページ）
<http://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/kensui/plan21/>
- ・食育・栄養に関すること（東京都南多摩保健所ホームページ）
<http://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/minamitama/gyoumu/eiyou/index.html>

<稲城市の資料>

- ・稲城市保健福祉総合計画（稲城市ホームページ）
https://www.city.inagi.tokyo.jp/shisei/keikaku_hokoku/fukushi/hokenfukushi/hoken_fukushi.html



第四次 稲城市食育推進計画

発行年月	令和6年3月
発行	稲城市
編集	稲城市福祉部健康課（稲城市保健センター）
	〒206-0804
	東京都稲城市百村112-1
	電話 042-378-3421